

第 1 4 回 輕米町 議 会 定 例 会 平 成 2 9 年 度 輕 米 町 一 般 會 計 予 算 等 審 查 特 別 委 員 會

平 成 2 9 年 3 月 8 日 (水)

午 前 9 時 5 8 分 開 議

議 事 日 程

議 案 第 1 4 号 平 成 2 9 年 度 輕 米 町 一 般 會 計 予 算

○出席委員（13名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	舘坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古舘機智男君
13番	山本幸男君		

議長 松浦 求 君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君	
副町	長	藤川敏彦君	
教	育	長	菅波俊美君
総務課	長	日山充君	
税務会計課	長	山田元君	
町民生活課	長	中野武美君	
健康福祉課	長	於本一則君	
産業振興課	長	高田和己君	
地域整備課	長	新井田一徳君	
監査委員		瀧澤英敬君	
教育次長		佐々木久君	
農業委員会事務局長		高田和己君	
選挙管理委員会事務局長		日山充君	
健康ふれあいセンター所長		川原木純二君	
水道事業所長		新井田一徳君	
再生可能エネルギー推進室長		平俊彦君	
総務課担当主幹		吉岡靖君	
税務会計課担当主幹		戸田沢光彦君	
町民生活課担当主幹		福田浩司君	
健康福祉課担当主幹		坂下浩志君	
産業振興課担当主幹		小林浩君	

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

佐 藤 暢 芳 君

議 会 事 務 局 長 補 佐

小 林 千 鶴 子 君

議 会 事 務 局 主 査

鶴 飼 義 信 君

◎開議の宣告

○委員長（細谷地多門君） おはようございます。きのうの休憩前に引き続き委員会を再開したいと思います。

本日の欠席委員はございません。13名全員出席ということになります。

それから、午後からの早退、欠席という届けも今のところございません。

なお、委員長からお願いですが、もう少しスピードアップ図ってもらえれば、なおいいかなと考えております。審議日程は、また13日の午前中までということで、きょうを入れて3日半ですが、審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

それから、携帯電話は電源を切るかマナーモードによろしくお願いしたいと思います。

（午前 9時58分）

◎議案第14号の審査

○委員長（細谷地多門君） それでは、本日は第4款衛生費から始めたいと思います。

その前に、きのう委員からの質問の中で答弁が保留になっていた部分というのが、説明がちょっと不十分で補足説明をしたいという課長たちの要望がありますので、許可したいと思います。

それでは、先に日山総務課長からお願いします。

○総務課長（日山 充君） 昨日中村委員から嘱託職員の勤務時間についてのご質問がありました。現行は、非常勤職員取り扱い要領の中で30時間としておりますけれども、二戸市及び岩手県においては29時間としているところです。このことから、4月1日からの嘱託職員については要領を改正しまして、29時間にしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい。

○委員長（細谷地多門君） それでは、町民生活課長。

○町民生活課長（中野武美君） 昨日の古舘委員からの質問がございました件の未就学児等の医療費の現物給付に係る国庫負担金の影響額になりますけれども、未就学児等の現物給付につきましては平成28年の8月、去年の8月から実施されているところでございます。それに伴う国庫負担金の影響額ということで、平成28年度の影響額、概算の見込額で10万円くらいを見込んでいるところでございます。平成28年度は途中からでしたので、年間に通すと約20万円くらいにはなるのではないかと推測されているところでございます。

続きまして、減額調整、ペナルティーの廃止の件ですけれども、国、厚生労働省のほうでは平成30年度から未就学児を対象に廃止するということになっております。減額調整の廃止につきましては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等とも廃止に向けての要望をしているところでありまして、今後につきましても廃止に向けて今後も引き続き要望していきたいと考えております。

以上とさせて、答弁とさせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） 今の課長の説明でよろしいですか。

○12番（古舘機智男君） はい。

○委員長（細谷地多門君） それでは、健康福祉課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 健康福祉課でございます。私のほうからは、昨日の中村委員、障害福祉費のところ、そちらのところのこぶし作業所の運営収支はどうなっているかというご質問がありましたので、それについてお答え申し上げます。

こぶし作業所は、大体十四、五名ほど入所者がいらっしゃるということで、通って作業している、B型の作業所という取り扱いでございます。タオル等をつくっての就労支援事業の収入、販売収入だと思うのですが、決算で、これ平成27年度の決算でございますが、162万8,845円、160万円ぐらいと認識していただければと思います。そして、県の国保連のほうからの収入ということで、自立支援給付費の収入が1,978万2,440円、2,000万円近く収入があると、その他の収入で2万3,980円、2万円ちょっとあるような格好でございます。収入といたしましては合計で2,143万5,265円となっております。

次に、支出のほうでございますが、人件費の支出ということで、職員の給与等なのですが、合わせまして1,351万6,323円、大体1,350万円、事業の支出ということで給食とか被服費とか光熱水費等が入っておりますが、173万8,787円、大体170万円ぐらいです。事務費ということで、通信費とか保険料とか渉外費、租税公課等ございまして、合計で93万4,587円、90万円ちょいということで、合計で……、もう一つ、あとタオル等の材料の仕入れ分ということでございまして、就労支援の事業の支出が売り上げが先ほど162万8,000円と言いましたけれども、同じように162万8,845円ということでございまして、支出の計で1,781万8,542円、差し引きで361万6,723円繰越剰余金が出るような格好になっております。ただ、これから退職手当の積立金が37万円近くございまして、正確には36万9,609円で、当期末の残高、翌年度の繰り越しというのが314万5,594円、こういうふうにB型ということで、ふれあい作業所の場合は市町村でつくるような感じで、任意事業の施設だということで10人ぐらいいるわけなのですけれども、B型のほうだとこういうふうにその施設で収支を合わせていると、そういうことでございました。

○委員長（細谷地多門君） そのほかの補足説明あったら、続けてどうぞ。

○健康福祉課長（於本一則君） そのほか、民生費の補足説明がございますので、では続けさせていただきます。予算書でございますが、2点ございまして、予算書は55ページ、民生費の社会福祉費、老人福祉費でございます。こちらの報償費、元気アップ介護予防ポイント5万4,000円というのが報償費の真ん中のところがございます。これは平成29年度から商工会のほうと連携いたしまして、軽米町元気アップ介護予防ポイント事業ということで、ふれあい共食のほうの事業に参加してくれた参加者に1回につき5ポイント、あとボランティア活動ということで参加してくれた住民の方には100ポイントずつ付与していこうということで、初の試みでございまして、5ポイントが多い少ない、100ポイントが多い少ない、議論があると思うのですが、4月からこんな感じでポイントを付与しながら、ポイントには名簿、ふれあい作業所の参加者の名簿等提出してもらいまして、事務局で確認しながらそのポイントの台紙を配付いたしますし、各地区の参加者に配付すると。参加者は、そのポイントと台紙をもって各店舗でポイントを付与してもらおうと、そういうふうな流れでございます。そのかわりボランティアといいますか、ふれあい共食に参加している今5名まででしたか、報償費で2,000円の謝礼金を払っていたのですが、それは1,000円に下げるというふうなことで考えております。

もう一点でございます。次のページでございますが、56ページ、同じく老人福祉費は需用費の食糧費でございます。211万8,000円、敬老会のお弁当等で50万円ちょっと予算とっているのですが、ここに161万円台、軽米町の高齢者健康増進事業と名前をつけまして、75歳以上の後期高齢者に対して、考えるには平成29年度に75歳になる方を対象といたしまして、病気予防によいとされているエゴマを利用した、エゴマ等を配付すると、そういう事業でございます。積算は、75歳以上の人数で2,130人、単価的には700円程度と消費税を見まして161万280円ですが、端数は切り上げるにしても切り下げるにしても161万円程度の事業費ということでございます。今年の10月の町民フォーラムの中で宮田恵先生というすばらしい先生のご講演をいただきまして、エゴマ油等が認知症のほうにも効果があるというご講演をいただきまして、平成29年度後期高齢者となる75歳以上の老人の方に配付しようというものでございます。区長を通じての配付を考えております。

以上、ちょっときのうの説明が落ちておりました。終わります。

○委員長（細谷地多門君） 今健康福祉課長のほうから説明いただきました。きのうのお答えする部分についての補充部分あるいは補足説明いただきましたが、今の説明についてどなたか質疑ありましたら、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ない。

それでは、4款衛生費からご説明をお願いします。項ごとに説明してもらったほうがいいかな、そして1項が保健衛生費、2項が清掃費、項ごとのほうがいいですか、それとも通してやったほうがいいですか。ちょっと長いので、項ごとにやりますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） では、1項保健衛生費について説明をお願いします。

○健康福祉課長（於本一則君） では、引き続きまして衛生費の保健衛生費のほうの説明をいたします。予算書65ページでございますが、保健衛生総務費の報酬、こちらは保健福祉事業推進協議会の委員報酬ということで24名の方、単価的には6,000円で2回ないし3回を見ておりまして、34万8,000円でございます。欠席者も入れると2回ぐらいと認識してよろしいかと思えます。あと嘱託の保健師の報酬を1名分計上してございます。

次のページなのですが、8節の報償費には保健推進員の謝礼ということで、1人頭、行政区の規模によりますが、1万円から1万4,000円ぐらい、現在98名ということで120万6,000円の計上でございます。自殺予防の講演会、8節の一番下でございますが、3回ほど計画しておりまして、その謝礼でございます。11万1,000円です。あと備品は、ふれあいセンターのホールといいますか、相談室用の間仕切りのためのつい立てということで、包括支援のほうでアコーディオンスクリーン等本庁に持ってきたため、不足するというご願ひでございます。あとは、補助金等は特段変更はありません。

2目の母子保健活動費でございます。こちらも幼児教室とか幼児の歯科検診とか、そういったのがあります。あと保健師さん等の給料、手当が計上されてございます。二百何万ふえたのが、乳児、妊産婦精密健診のところ、単価が上がっているような感じで若干ふえたような感じで捉えております。

3目の予防費につきましては、そのページの下段のほうなのですが、予防接種の分ということで2,588万円委託料に計上してございますが、昨年度9月の補正でしたか、B型肝炎の分の予防接種、追加になったということで補正をお願いしておりますが、今回は当初に計上しておりますので、ふえているというふうなことでございます。

あと保健事業費、ここに検診等の経費が入ってまいります。ちょっと待ってください、一般質問にもございましたが、インフルエンザの予防接種等の1人当たり、6歳児から高校生までの2,500円を助成しているという予防接種の部分も先ほどの予防費の中に入っております。

4目の保健事業費につきましては、健康増進法に基づいて健康増進事業の分、これは健康教室とか健康相談、あと訪問指導、骨粗鬆症とか肝炎ウイルスの検査の健

康診査等が入っております。臨時職員の賃金からもろもろでございまして、あとは13節に見られます健康診査及びがん検診の費用ということで、基本健診の委託料からずっとがん検診、胸部エックス線、骨粗鬆症とずっと委託料に入っております。最後が人間ドックの利用料の補助でございます。軽米町は、昭和60年から50歳の間ドックの利用料等の補助をやっているわけでございますが、平成29年度の見積もりといたしましては、日帰りが40名、1泊の宿泊者が50名、あと農協の1日の人間ドック1万円の補助しておりますが、そちらを30人見込んでございまして、事業費としては、補助金としては551万7,000円となっております。

健康福祉課分は、以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 課長、あれはいい、資料の説明、あなたが今説明したのの中で、何かごみ何とかというのは。

それでは、次に中野課長のほうからお願いします。

○町民生活課長（中野武美君） では、4款の衛生費、保健衛生費に係る町民生活課部分についてご説明申し上げます。

67ページの負担金、補助及び交付金の中段のところにあります2つ、食品衛生協会二戸支会軽米分会事業費補助金として5万円、あとその下の市町村医師養成事業市町村負担金として61万5,000円を計上しているものでございます。

続きまして、68ページの3目の予防費になります。この中では、14節の使用料及び賃借料として犬管理システム使用料13万円を計上しているものでございます。

続きまして、70ページの5目環境衛生費に入らせていただきます。7節の賃金につきましては、火葬場の火葬業務の臨時職員賃金になるものでございます。

8節の報償費につきましては、揚水場等の管理謝礼と、新たに早渡地区最終処分場建設計画説明会講師謝礼として3万6,000円とっているものでございます。昨年度までは、早渡地区環境調査業務ということで委託料で積算して計上していましたが、早渡地区につきましては現在業者のほうでは国に対して審査請求をしているもので、今のところまだ裁決のほうが出ておりません。それに伴って、裁決を見込みまして、早渡地区で最終説明会を開催するというような形で考えているものでございます。

続きまして、需用費、役務費は通常どおりとなっております。あと委託料としては、揚水場の保守点検業務委託料等、あとは有害鳥獣捕獲等委託料を上げているものでございます。

あと、続きまして15節の工事請負費になります。これについては、資料要求もありましたけれども、火葬場の休憩室の冷暖房設備工事と、あとトイレの改修工事

を予定しているものでございます。あとは、19節負担金、補助及び交付金については例年どおりとなっているものでございます。

あと6目の後期高齢者医療費ということで、負担金、補助及び交付金、繰出金等、例年どおりの要求となっているものでございます。

町民生活課部分については、以上のとおりでございます。

○委員長（細谷地多門君） 地域整備課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 地域整備課でございます。予算書の71ページの19節の部分にございます負担金、補助及び交付金ということで883万3,000円をお願いするものでございます。内容につきましては、岩手県浄化槽推進協議会の会費、あと全国浄化槽推進市町村協議会負担金、そしてあと浄化槽設置整備事業費補助金882万円、この浄化槽補助金につきましては7人槽浄化槽20基分を予定してございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 資料要求の説明、福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） それでは、資料要求のあった点についてご説明します。

資料ナンバーは、1の11番です。予算書ですと70ページとなります。火葬場改修事業となります。事業の内容、概要につきましては、先ほど課長からも説明がありましたけれども、休憩室に冷暖房設備を設置するということです。エアコンを2基設置するということです。

もう一点は、休憩室のトイレの改修となります。男子トイレの和室のトイレを洋式に変えまして、あわせて温水洗浄便座に変えるというものです。女子トイレは、現在洋式トイレになっておりますけれども、これにも同じく温水洗浄便座装置をつけるものでございます。経費の積算としまして、エアコン2基で215万6,000円、あとトイレの改修につきましては75万6,000円、合わせて291万2,000円を見込んでおります。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 以上で1項部分に該当します保健衛生費の部分で説明がありましたが、質疑を受けたいと思います。

茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 5目環境衛生費、71ページ、15節の火葬場休憩室冷暖房設備工事と火葬場トイレ改修工事、今説明がありました。これは、同僚議員の9月の一般質問ということで、迅速な対応で評価したいと思います。私も一般質問で申し上げましたが、火葬炉に関しては老朽化して故障してストップしてもおかしくない状況ということは把握されていると思いますが、待合室等の対応と同じように迅速

な対応が必要と思いますが、いかがでしょうか。

あと、一般質問でもお聞きしましたけれども、ちょっと聞き漏らしたところ、わからなかった部分がありますので、くどいようですけれども、再度確認のためにご質問いたします。今までメンテナンスはどのようにやられてきて、これからがやっぱり肝心だと思いますので、いつ壊れてもおかしくないような状況ですので、今後はそれに対してどのようなメンテナンスをされていくのか、今の状況で、再度ですけれども、故障する心配はないのかどうか。やっぱり油がストップしたとか、台車が入らなかったというふうなこともございますし、それは把握されていると思いますけれども、その辺も答弁がなかったと思いますけれども、そういうことに対してどのように考えているのか。あとは、途中でストップしたらどうするのか、それはどうにもならないかもしれませんが、あり得ない話ではないですので、その辺を想定してどのように考えていらっしゃるかお伺いします。

○委員長（細谷地多門君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） それでは、ただいまの茶屋委員のご質問にお答えします。

火葬場の火葬炉及びベッドと申しますか、そちらの整備につきましては、一般質問でもお答えしましたけれども、5年に1回業者をお願いしまして整備しております。その際に、炉の張りかえ、あとはベッドの張りかえ等を行っております。あとは燃焼系統と申しますか、バーナーあるいは送風装置の整備につきましては、町内の業者に点検をお願いしておりますので、緊急の際には町内の業者に比較的燃焼系統のバーナー等は簡単にと申しますか、交換できますので、緊急等の際は町内の業者に対応していただくように協議しておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか、茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） バーナーのその口だけ取りかえれば十分という今説明でしたけれども、そこだけが一番なのか、火葬炉そのもの自体を考えなければいけないのかなと思ったりも申しますが、5年に1回ということですので、それで大丈夫ですか、今もうかなり老朽化して、いつ壊れてもおかしくない状況にあるということで心配していますけれども、その辺は多分メンテナンスとかそういうふうなので対応されているとは思いますが、大丈夫なのかなと思いますけれども、もう一度。

○委員長（細谷地多門君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

大きな定期点検は5年に1回ですけれども、業者の方には毎年と申しますか、来て点検、見てもらっておりますので、その際に直す点があれば細々毎年整備しております。一番やっぱりおそれと申しますか、日常的に壊れる可能性があるのは、や

はり燃焼バーナーです。燃焼バーナーが壊れると火葬できませんので、その点については町内の業者に対応してもらって即時すぐ対応できるように、そういう体制を整備しております。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 関連して14節ですけれども、70ページですけれども、火葬場修繕休止時等使用料という、これは多分ストップしたときにどこかでやるというのか、ちょっとこれ何に、どういうあれなのか。

○委員長（細谷地多門君） 意味、そのものの意味、福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

町のこれは緊急というか、町の火葬場が工事等でやむなく使えない場合に、期間を限ってほかの市町村にお願いする場合、その負担金というか、それを遺族にかわって一時払うわけです。二戸市ですと5万円ですので4回分、九戸村ですと2万円ですから10回分と、そういう予算となります。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） この予算ですけれども、これもおとしは5万円、去年も20万円、ことしも20万円ということは、そういうことをやはり想定しての、故障したときのことを想定しての金額なのかなと思っていますので、早急な建て直しとかそういうふうなのが必要と解釈いたしましたけれども、やっぱりそのことを考えての対応だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） いいですか、福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

ほかの市町村の状況も見ますと、やはりこういった予算ですので、いざというときに備えてこういったほかの市町村に委託する予算はお互い計上しておりますので、そのほかの市町村の例を参考にしながら予算計上しているものでございます。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 先ほども言いましたけれども、まず老朽化していつ故障してストップしてもおかしくないという状況ですので、そういうことがないように、待合室を直したから、そうすれば火葬炉のほうがおくれるのではないかなというような心配もしますけれども、そういうことのないように対応していくということを町長、いかがでしょうか、やっぱり火葬場ですので、最期の天国へ行くときのあれですので、途中でとまったりすれば大変だと思いますので、町長から一言。

○委員長（細谷地多門君） では、山本賢一町長。

○町長（山本賢一君） 大変老朽化しておるということは、私も十分認識しております。そういうことで、委員ご心配のような状況にならないように一生懸命努めながら、早期実現に向けて努力してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○7番（茶屋 隆君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 今の火葬場の、火葬ジョウなのか火葬バナなのか、ちょっと言い方がわからないですけれども、このことについてちょっと確認も含めて。トイレ、私も最近しばらくあそこ行っていないので、私の認識が違うのであればあれですけれども、簡易水洗だったような気がしているのですけれども、これ下水道での水洗化にするのなのかどうかということ1つ。今までどおり簡易水洗で洋式に変えようとしているのか、そこを確認したいと思います。

あと冷暖房のエアコン設置、今多分灯油のストーブ使っているのかなと思っていたのですけれども、それらは一切使わないで新しいエアコンだけで十分な暖かさを確保できるというふうな施設になるのか、この2点を教えてください。

○委員長（細谷地多門君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） 中村委員のご質問にお答えします。

トイレにつきましては、簡易水洗のままです。便座を温水洗浄便座に変えるだけです、くみ取りは必要となります。

もう一点、現在もストーブと扇風機はありますが、こちらにつきましても業者から確認してよい方法ということで調整したいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 私のほうから補足説明させていただきます。

エアコンの設置につきましては、業者のほうを確認いたしまして、とりあえずエアコンだけでも大丈夫ではないかということですが、一応温風ヒーターについてもそのままにしておくということで考えております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか、中村委員。

○2番（中村正志君） 火葬場については、老朽化していて改築というふうな時期も近いのかなというふうなことを想定した上での簡易水洗というふうに理解してよろしいのでしょうか。というのは、下水道整備、つなぐということは結構多額な金額がかかるということで、近い将来なのか、早い時期に火葬場の改築というふうなことを想定しているということを理解してこのままでやろうとしているのかを1つ確認したいと思います。

もう一つ、さっき言った火葬ジョウなのか火葬バナのかという言い方をしているのですけれども、前にもほかの同僚委員からも名前を変えたほうがいいのではないかというふうな発言がありました。総合発展計画を見たら、斎場という言葉を使っていらっしゃる。過疎計画でも斎場という言葉、やはり何かいまいち火葬場、昔、

この言葉不適當かと思われますけれども、昔は人焼き場というふうな私が子供のころは言われたなというふうに思っていましたけれども、そういうイメージ的な部分の中で、これを機会に火葬場という言葉から斎場とかそういうふうな名前に変えるというのも一つの方法なのかなというふうに考えますけれども、いかがでしょう。

○委員長（細谷地多門君） 名称、それから近い将来火葬場建設に向けての、これは町長から聞くか、福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

下水設備につながるといことについては、今回は予算計上しておりません。やはり結構大きな金額になりますので、温水洗浄便座を取りつけ、そしてくみ取り式のまま簡易水洗のままといこと、工事費もそれですと200万円前後で済みますので、そういう予算計上をした次第でございます。

○委員長（細谷地多門君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） あと火葬バ、火葬ジョウ、それは私もちよっとどちらがというのははっきりしておりませんけれども、総合発展計画などでは一応斎場というように形で検討しているところでございます。前にも名称の変更の質問がありましたので、そこら辺も検討しながら今後新築した場合は名称のほうについても検討していきたいと考えているところでございます。

○委員長（細谷地多門君） 町長、同じ内容の質問になるけれども、質問者が違うものだから答弁をお願いできればと思ひますが、山本町長。

○町長（山本賢一君） 繰り返しになりますけれども、早期実現に向けて頑張っていきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 関連で、火葬場の炉の問題について、私がもう半年ぐらい前でしたけれども、火葬場の近くといつか、あそこを通るとき見たら、煙突から物すごい黒煙を上げておりました。黒煙が出る、もくもくとすごい、そうすると不完全燃焼で、あとは火がつかない状態といつか、不完全の状況があると思ひますけれども、ガス状になったときには何か爆発するのではないかなといつか、はたから見ていても心配なところで写真を撮ったりしたところ、その後は余り見ていませんけれども、あと聞くとところによれば、茶屋委員も指摘しましたけれども、燃料が1体焼くためには前の倍近くかかっているといつか、それから焼けるまでの時間とかもすごくかかっているといつかもあって、構造的には全部私後ろからのぞいたことはありますけれども、ノズルからバーナーから出て、ノズルが1本ではない、完全に見たことはないのですけれども、私はそのくらいのやつがずっと続いている状況といつか、今は休憩室のほうの改装ばかりですけれども、そこの炉のほうのこの

ほうが一番気がかりというか、本当に大丈夫かなというのを思っています。そういう意味で、茶屋委員が推察で把握していると思うがということを書いていましたけれども、そういう実際の焼いている作業をしている人、それから工事業者の人たちから、きちんと状況を把握しているのかどうかちょっと疑問に思っているところです。炉面、炉壁は5年に1度ぐらいでしようけれども、やっぱり基本的な構造のバーナーと燃焼施設の関係が本当に大丈夫かなということが、きちんと専門家なり、あとは実際に焼いている作業員たちから事情聴取というか、聞き取って把握しているのかどうかということを書いて確認したいと思っておりますけれども、いかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

黒煙といいますか、火葬場から黒い煙が出て周囲に広がったりしているという状況については、こちらでも把握しております。それで、原因等につきまして、業者あるいは火葬師から確認しましたところ、中に遺体におさめるといいますか、持たせてやるかといいますか、今衣類等のほかにたくさん詰める場合がありますので、そういった衣類等が燃えていると、それが黒煙となって周囲に漂うという、そういうケースが何回かありますので、現在の灯油で燃やしていますけれども、そういった設備ですとたまに起きるといいますか、そういった現在の設備ですとそういう現象があるということです。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 大体納棺するときには、専門家が、葬儀屋さんがどんなものまでは入れていいのかとかきちんとやっているはずなのです。その辺が、もちろん遺族の方がこれだけは入れてやりたいとかという、そういう中でいろんなものが入る可能性もありますけれども、本当にでは燃焼装置が原因ではなくて、想定外のものが入ったからというだけの問題なのか、その辺がちゃんと聞き取っているか調査はされているのか再度確認したいと思います。

それから、葬儀屋さんに対して、やっぱり遺族の方の思いも大事なところもありますけれども、やっぱり火葬する場合の、それ自体が例えばお骨が汚れてしまうとか、きれいな状態で上がらないことにもつながるという、遺族の人たちにもほかのものを入れたらいろんな意味でお骨が汚れてしまうとか、そういうことなんか説明、徹底すれば、そういう問題というのはたびたび出てくる問題ではないと思っておりますが、そういう意味で炉の問題についてももう少し専門家も含めてきちんと把握をすべきだと思っておりますけれども、再度その答弁を求めたいと思っております。

○委員長（細谷地多門君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

納棺の際に、業者につきましてはできるだけ持たせるものは少なくするように利用者の方にはお願いしております。ではありますが、やはり遺族の気持ちもありますので、たくさん詰める方、持たせる方がおります。その点については、火葬師からも確認はしておりますが、詰めるなど言うこともできませんし、その辺は遺族の方の気持ちを酌みながら対応しているところがございます。いずれたくさん詰めないよというところは、業者については指導しております。

続けてでございますけれども、その点につきましては花巻のほうの業者に5年に1回、定期点検のほうはお願いしているのですけれども、業者にそういった黒煙、黒い煙が出ますよということで、そういった黒煙が出たときはお願いして見てもらっておりますので、その業者も見て設備には異常がないということで、その詰めているものといいますか、納棺したものが黒煙の原因であるということで、こちらのほうでは調査しております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○12番（古舘機智男君） いいです。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 火葬場のことですがけれども、先ほどほかの九戸村とか二戸市を使用した際に役場でも援助してあげるといことでしたけれども、その場合かち合ったという言い方していましたがけれども、普通死亡届出すとき火葬をいつやりたい、では火葬場があいているかどうかというふうな言い方をするわけですがけれども、火葬場がふさがって、10時からやりたいのだけれどもと云えば、ふさがっているから、では午後から、いやその日もふさがっているから、では次の日というふうに今までやるのが普通だなと思っていたのですけれども、例えば何たかたその日にやりたい、ふさがっていたときとかという、そのほかでやるときに軽米町から2万円、5万円を出してくれるときの要件というかな、その辺はどういうふうなことになるのでしょうか、わかりますか、言っていること。

○委員長（細谷地多門君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

この予算でとっている他町村への負担金につきましては、あくまでも軽米の火葬場が使えないとき、工事のときに限ります。ですから、あした火葬したいけれども、午前、午後ふさがっていると、そういう場合はあさって以降はあいていますよということで紹介しております。ですから、あくまでも工事等で軽米の火葬場が使えなかった場合だけです。かち合った場合は、そちらでは日程をずらすようお願いしていただきましたので、それでも何としても都合により二戸市、九戸村を使いたい場合は、

それは個人負担になりますので、その点については町では負担しておりません。
以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） わかりました。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 関連して斎場について質問いたします。一般質問の最近の質問も生々しい発言で途中でストップしたらどうするのだというふうな感じ、近くの町村のを見ても、二戸市でも九戸村でもまず新しいといいますか、形がもう全然違いますし、雰囲気もそんな感じでございますので、いずれ火葬場でも斎場でも早くまず完成になればいいなと、そう思っております。お客様は、特に葬式に関しては、町内だけでなく全国区になるものですから、軽米の斎場はどうなっているんだ、いつ建てるのだというふうなことがよく話題になります。そんなところで、そういう質問もありまして、町長の答弁はできるだけ早く対応したいというふうなことなのですが、その答えはいちい荘の問題についても大体そんなような町長の答弁で、社会福祉協議会に委託しているので、そちらと協議をしながら何ほかでも早くというふうなことの答弁、そんな答弁もらいますと私たちは町民に例えば火葬場でも話題が出たとき、説明のしようが正直ない。急いで速やかに対応したいというふうなことを町長しゃべっていたと、ではその速やかに対応する時期はいつなのと、3年後か5年後か、条件がよければということになりますと、我々はもう一切説明ができないというふうな感じですか。そんな面で、体育館の問題については今回まず予算化されましたので、多岐にわたってなのですが、それはそれで、あとは我々も話題にしたのだからしゃべったよと、話題になったと、そんなことだけでは町民に対する説明を僕らはできないというふうな感じになるのです。そんな面では、まず火葬場についてもいちい荘の問題についても町長自身がもう少し議会に対して答弁の重みを感じて説明してもらわないと議会という意義がなくなると、私はそう思います。今はっきりしているのは、残念ながら交流駅の関係はことし買収がまず進んでというふうなことで、平成31年には完成するのではないかとというふうな年度で進めてございます。したがって、町民が望んでいるものが何かといえば、まず見える形でいちい荘とか、それから火葬場とかというふうなことについてももう少し具体的に、町長でも副町長でも総務課長でも、総合発展計画の中に、ここに位置しておりますが、多少は前後するかもしれないというふうなことでも説明してもらわないと、町民も議会も大変困惑するというふうな感じがします。

戻って質問しますが、斎場、火葬場についてはもう少し具体的に、来年からまず具体的計画に入って、再来年は、そんなに予算もかかるものではないというふうな感じもしますので、そんなような方向性を少し具体化してくれませんか、説明。

○委員長（細谷地多門君） 山本賢一町長。

○町長（山本賢一君） 私は、決して軽んじているわけではございません。何回も私は早期実現に向けて努力したいということで申し上げているわけですから、その中にはやはり財源的な問題もございます。私も無責任な発言をしたくはありませんので、そういったこともしっかりと検討しながら、方向性が出た時点では皆さんにそれはご説明申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 無責任な発言をしたとは僕は言っていないのです。ただ、きょうの議論はかなり具体的に生々しいような感じ、それから心配の立場から、またある意味では黒煙上がったと、当局は、担当課は納棺のときに衣類等の煙が出るものが余計入ったためというふうなことの説明でございますが、私はそれだけではないと思います。いずれみんなしてお金、米とかというような格好のことはやりますが、そのほか煙が出るのは入る余地は基本的にないと思っております。そんな面ではやっぱり基本的に焼却炉自体に問題があると、そういう認識をしたほうがいいのではないかと思うわけです。

そんなわけで、町長に改めて質問しますが、きょうはまず、きょうも前の議会もそうですが、私もそのことに関しては質問したことがありますので、このぐらい生々しい議論した中で、早期実現にというふうなことで町長の頭から離れないで考えていたというふうなことでございますが、ただそれだけでは私は町民の説明がつかない。だから、もう少し総合発展計画には例えば平成30年とか平成32年、計画しております。できるだけ計画に沿ったような形で対応していきたいので、議員の皆さんもよろしくご指導願いたいとかというような答弁がなされていいのですか。俺がしゃべっているのにというふうにも聞こえますので、私の真意はもう少し具体的に努力目標はここですよというふうなことぐらいの説明があってもいいのではないかなと思っておりますが、いかがか。

○委員長（細谷地多門君） 同じ質問だけれども、では山本町長。

○町長（山本賢一君） 繰り返しになりますが、早期実現に向けて頑張って努力はしたいと思っております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 早期実現というのは、どの辺を目標にしているのだから、ばほっとした10年が早期なのだから、そうにはいかないと思いますが、大体2～3年中には具体化していきたいとかというふうなぐらいで受け取っていいのですか。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 10 時 55 分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

山本町長。

○町長（山本賢一君） ですから、前にも述べましたけれども、平成 30 年に実施設計、平成 31 年に着工というふうな予定で検討しております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか、山本委員。

○13 番（山本幸男君） ありがとうございます。別なほうでいいですか、質問。

○委員長（細谷地多門君） はい。

○13 番（山本幸男君） もしかすれば休憩中のほうがいいのかなど思ったりもしておりますので、県立病院のことについてちょっと聞きたいもので、そっちに迷惑がかかればなど思ったし、一般質問でやりましたが、ちょっと補足して質問したいと思っていますので、休憩してもらったほうがしゃべりやすいのだかなと。

○委員長（細谷地多門君） 休憩しますか。

○13 番（山本幸男君） では、そのように。

○委員長（細谷地多門君） 正面の時計で 10 分から再開したいと思います。暫時休憩します。

午前 10 時 56 分 休憩

午前 11 時 08 分 再開

○委員長（細谷地多門君） 先ほどの休憩前に引き続き再開します。

山本委員。

○13 番（山本幸男君） 休憩してもらったほうがいいのかなど、休憩中に。

○委員長（細谷地多門君） 休憩しないでやります。

○13 番（山本幸男君） 委員長が強くて参ったな。できるだけ言葉を選んで発言したいと思いますが、保健衛生総務費の中の負担金、補助金の関係で、市町村医師養成事業市町村負担金 61 万 5,000 円……

○委員長（細谷地多門君） 何ページですか。

○13 番（山本幸男君） 67 ページ。それから、68 ページの予防費の委託費 2,588 万円ですか、これらに関連して、この部分にはインフルエンザの予防接種も入っているという説明がありましたので、特にそのインフルエンザの関係とこれらを絡めて質問したいと思いますので、よろしく願います。一般質問でもしゃべりましたが、軽米町には県立の軽米病院がありまして、私はまず大変これは幸いなことだなと。軽米町の一つの宝だと、軽米高校、それから試験場、山内の、名前は多少

正式なのはあると思いますが、これらは町がまず絶えず連絡取り合いながら活用、また利用、それを利用しての軽米の町づくりがなされてきたと、そう思っています。そういう意味で、私は宝だと。とりわけ軽米病院につきましては、町村で県立病院があるという地域は余り多くありませんので、最も大事にしなければならないというふうなことを常々思っております。

そこで、今の状況については多少私の見え目ぐらいしか知識がありませんので、もしかすれば内容が違ふのであればそうでないのだよというふうなご指導を願えばいいなと思っておりますが、現在常勤の先生は当町出身の横島先生、小笠原先生、それからお父さんの代から軽米にゆかりのあった葛西先生ですか、名前を挙げるのは恐縮でございますので、まずもし適当でなければカットしてもらえばいいのかなと思います。いずれにしても、その先生方の自分の時間を割いての診療によって軽米病院が成り立っているというふうな感じを受けます。いずれも当町出身のゆかりのある先生方の奮闘がまず上げられる。そんな面では、常勤の先生の確保というのが大変難しいと聞いておりまして、存続にはやっぱり当町に医師の、お医者さんが後継が出てこない、もしかすれば軽米病院の存続というのは大変だかなというふうな私の印象です。そんな面で、先手を打って行政として医師の確保のためにさまざまな施策が必要ではないかなと考えております。ここに負担金が六十何万円ありますが、これはまず県下の町村がそれぞれ出していて、そういうのに対応がいつている額だと思いますが、私はこれプラス軽米町として町内のお医者さんを確保するための施策を今から持ったほうがいい、遅いかもしれませんが、スタートしてからやっぱり10年ぐらいはかかるのではないかなと思いますので、何かそういうのの含めた対策の施策を町がつくったほうがいいのではないかと思います。話題性があつたのでは、小軽米出身の方が努力して挑戦して熊本の医大に入ったというニュース、大変すばらしいなと思って、うちの近くにもそんな優秀な子供がいたのだなというふうな感じを持っておりましたが、そんなところです。

あとは、たまに病院に行きますと、晴山出身の女の先生にも診察をしてもらったことがあります。またお兄さんもお医者さんというふうな話も聞きました。いずれ全て軽米高校出身だと聞いております。その面では、今後何かしらそういうメッセージを役場として予算的にさまざま考えたほうがいいのではないかと考えて質問いたしました。答弁は私の訴え方も足りなかったと思っておりますが、そんなに具体的な施策は出てこないというふうな感じを持っておりませんが、改めてまたそういう思いを込めて対策が必要ではないかなと考えますが、いかがですか。

軽米病院にこの間1週間ぐらいい前にもちょこっと行ってきましたが、診察に。来月から完全予約制というふうな形になるというふうなことを看護師さんがしゃべっております。次に来る予約を私はしてきましたが、インフルエンザのことがあります。

まして、私はインフルエンザの接種料が民間と、それから病院と多少差があります。私は、主として軽米病院の患者の人が多いわけですから、そんな面では多少高くても軽米の総合病院で診察を受けて主治医からオーケーもらって注射したほうがいいと考えておりました、もしかしてその差額分については行政、軽米町が還元方式でもやって、できるだけ軽米病院に診察を、予防をしてもらったほうがいいのか、その差額を役場から出しても私はいいのではないかなと、そう考えて発言しましたが、答弁は余りというよりも、全くそうではないというふうなことです、でもそれでもそのことから始まって軽米病院のお客様がどんどんふえていけば何か役に立つのかなと勝手に思ってしゃべりましたが、改めてもう一度検討してみてもどうかと考えますが、いかがですか。いずれ不適切な発言がありましたら、まず訂正いたしますので、よろしく。

○委員長（細谷地多門君） この2点、中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 私のほうからは、67ページの予算書についております市町村医師養成事業市町村負担金の内容についてご説明申し上げたいと思います。

この市町村医師養成事業は、将来岩手県内の県立病院や市町村立病院等の医師として業務に従事しようとする者に対して就学資金を貸し付けるものでございます。これにつきましては、県と市町村でお金を出し合っているものでございます。平成29年度は、市町村等で約8,520万円、県で同じく8,520万円の1億7,000万円ほどの金額を積み立てて医師を目指す者に対して貸付金を行うものでございます。実施主体は、岩手県の国保連合会のほうになっているものでございます。

私のほうは、以上です。

○委員長（細谷地多門君） 於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） それでは、インフルエンザの予防接種に対する助成金と申しますか、そちらの件で山本委員にお答えしたいと思います。

一般質問にもあったわけですが、町のホームページに県立軽米病院、あとむらかみ医院いたみのクリニック、小野寺クリニックと町内でインフルエンザやっております医療機関の接種の可能な年齢とか接種要件につきましてはのせているわけですが、特にも高齢者等につきましては、二戸病院、軽米病院、一戸病院、九戸の地域診療センターということで、管内の県立病院等ものせまして、インフルエンザにつきましては5,000円、あと二戸管内のそのほかの医療機関につきましては3,500円から4,000円ということでホームページにのせてございます。私も町内ではやったことはないのですが、むらかみ医院のほうでは3,500円だということで聞いておりました、高齢者の方には2,500円の助成をするということで伺っております、こういうふうにはまず料金等もきちんと出してありますし、民間の医療機関では経営努力と申しますか、そういった点もあって恐ら

く多少安くできるものかと思っております。町は2,500円、500円上乗せしまして2,500円の助成ということで、あとはやはり町民の方が選択すると。やはりかかりつけ医ということで、自分が行っている先生のほうからどうしても診てもらって予防接種を受けたいといえ、その高いほうでもよろしいかと思ひますし、一応指定になっている医院でございますれば例えばむらかみ医院の先生のほうから診てもらってインフルエンザは安いほうでやると、そういった選択も可能かと思ひますので、補助金につきましては現行どおりと考えております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 医師の関係ですが、聞くところによりますと町内の出身の先生方頑張っているようですが、近々定年になる先生もあると聞いています。それらの補充等もあわせて、これから行政もどっこい応援して今の体制を維持するように頑張らないと心配だなというような感じも、それでもってそんなことも含めてまず町長に頑張ってもらいたいと、そのための施策が、あるいは条例等が必要なのであれば、さまざま対応したほうが私は今日的課題ではないかなと思ひて質問しましたが、何かコメントがありましたら。

また、インフルエンザの関係については、そのことだけでなく、何か策がないのかなと、また病院自体がこんなことを行政としてやりたいとか、ちょっとしたてこが必要ですよというふうなことがあれば対応を考えたほうがいいのかと、私はまずそういう定年になる先生もあると聞きまして、そんな面ではかわりの先生が来るというのはなかなか厳しいのかなというふうな要らぬ心配もして質問しているわけですが、町長いかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） 医師不足は、これは県下全般に言えることございまして、そういった点では県もさまざまな課題等で医師不足の解消に向けて鋭意努力して、我々もそれに対してはさまざま支援申し上げながら協働してやっておるわけございまして。県立病院でございますので、医療局ですか、そういったところが一つの鍵を握っているわけございまして、それに関しましては積極的に町村会を通じながら医師不足の解消、それからまた軽米病院等含めた病院に対しての医師派遣等の充実等を訴えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） そのほか、関連、古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 医師確保の問題について、私からもお聞きしたいと思います。現状をどう見るかということでちょっとお伺いしたいのですけれども、平成28年度は赤字だとかということがありましたけれども、今まで軽米病院はずっと模範的

なというか、経営的にはずっと黒字を出してきたと聞いていますけれども、最近のことはよく聞いていなかったら、何かちょっと赤字になっているとかという話も聞きますけれども、現状は常勤医が本来内科医と外科医、小児科医もいるのですけれども、その現状、医師の状況がどうなっているのかというのをまず明らかにしてほしいです。

それからもう一つは、今後の見通しの中で、一部には今の状況を維持というだけでなく、今の状況であれば実質的に診療所化になってしまうのではないかと心配している人たちもいますが、その現状をどう把握しているかというのをお聞きしたいと思います。

もう一つは、医師確保で町長が言うように全県的に医師不足というのはあるような状況で、千・病院なんかもやっぱりずっと県議会でも問題になっているようですが、ずっと大きな流れで見れば、さっきの町村の医師養成事業負担金を出したことによって、近い年度の中で医師は相当確保されるという話も聞きますけれども、そういうこの事業が始まってから結構もう年数がたっていて、あと何年間というか、あと二、三年とか一、二年でどっと医者がふえるという状況も何か聞いたことがあるのです。ですから、そういう県立軽米病院の今の医師不足に伴う診療所化も含めて、この状態をどのように把握しているのかお聞きしたいと思います。

もう一つは、前の内澤町長は、単独で例えば医大なんか小川学長なんかに行ったりして、医師確保なんかも頑張ってきたという実態もあったと思いますが、軽米町の本当に県立病院をずっと維持していくためにいろんな岩手医大の働きかけ、当地区の出身の県議、国会議員なんかも含めて、軽米町の医師確保の大運動というか、町長が先頭に立ってそういうことをしていく、手前の自分の軽米病院だけがいいという形はできないかもしれませんけれども、町村会長の立場といえはなかなか全体のことも考えなければなりませんけれども、まず我が町の県立病院を守るといような町民的な、さっき言った施策の問題もそうですし、働きかけの問題もやっていかなければならないのではないかなと思いますけれども、そういう意味での町長の決意というか、現状と決意について答弁をいただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前 11 時 29 分 休憩

午前 11 時 29 分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） それでは、私のほうから前段の軽米病院の現状をどう捉えるかということで、知った範囲といいますか、わかる範囲でお答えしようと思ひ

ます。

1週間に一遍ぐらい軽米病院の事務局のほうに顔は出すようにしているのですが、けれども、昨年横島院長先生が過疎地の永年勤続の表彰をもらって、そのころでしたか、とにかくもらった後に病院が赤字になったというお話がちょっと話題になりまして、私といたしましては医療局全体の中での減価償却といたしますか、医療機器等の負担の落とし方の関係ではないかなと私は認識して、別に軽米病院でどっと患者数が減ったとか、そんな感じでは捉えていなかったのですが、せっかくのこととございますので、事務局のほうからお聞きしながら後日またご報告申し上げたいと思います。

あと、一応町長答弁もございましたけれども、体制としては今のところまず現状維持ということで、診療所化にはまだならないということで聞いておりますし、3階、4階のほうの病床といたしますか、その活用とか多少話題に上ったことはあるのですが、そこいらも含めまして事務局のほうからちょっと聞いてみてご報告申し上げます。

○12番（古舘機智男君） その現状の中で経済的なものでない、医療、医師の医療体制の現状はどうなっていますか。

○健康福祉課長（於本一則君） そこも含めて聞いてみます。ちょっと私のほうはまだそこまで把握しておりません。

○委員長（細谷地多門君） さっきの件、山本町長。

○町長（山本賢一君） 医師不足に関しましては、委員おっしゃるとおり急速な改善というのはちょっとあれでしょうけれども、徐々にはそういった流れになるようがございますけれども、いずれ医師の派遣に関しましては医療局、それから医大に医局のほうに籍を置いておる先生方もおるようがございますので、そういったところも捉えながら医療局あるいは岩手医大ですか、そういった方面にも我々できる限りの医師不足と申しますか、軽米病院の医師不足につながらないように要望はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 話題が変わりますけれども、自殺予防の関係、予算書には自殺対策講演会というのが1つのっていますけれども、一時かなり深刻な問題であるというふうなことで自殺対策というふうなことで庁舎内でも職員が毎週木曜日、青のポロシャツを着て啓蒙活動を図っているというふうな状況だったわけですが、今回の説明には特に何もなかったですし、その辺はもうおさまったのか、その辺の現状とことしの平成29年度の自殺予防対策に関してどのようなお考えで取り組も

うとしているのかをお聞かせ願いたい。

もう一つ、ちょっと見ている中で、保健事業費の中にスロージョギング教室というのがあったのですけれども、私はジョギングといえばゆっくり走るのがジョギングというふうに解釈していて、だからランニングの次はジョギングで、それよりも遅いのはウォーキングかなというふうに感じたのですけれども、新しいまたスポーツが生まれたのかなと思ったりして、このまず教えていただければと思います。

以上2つ。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 中村委員のご質問に答弁申し上げます。

自殺対策のほうにつきましては、先ほどご指摘のとおり保健衛生総務費のほうにあるわけなのですが、平成29年度では事業費といたしまして298万2,000円を計上させてもらっております。中身といたしましては、65ページの1節保健衛生総務費の報酬のところ、ここに嘱託保健師の報酬とあるのですが、203万円、1人の分の報酬、あとその共済費を計上しております。そのほか備品の関係の66ページの備品購入費の21万6,000円、このスクリーンの購入費、これらのほかに先ほどのご指摘の自殺予防の講演会の謝礼等を含んでおります。ゲートキーパーの養成とか、現実の問題、職員の対応について申し上げますと、自殺しそうな方といいますか、鬱病のような方に毎月連絡をとっております。ご本人のほうから健康ふれあいセンターのほうに電話も来る場合もありますが、そういった中で状況等確認しながら、傾聴しながら対応するという現実がございます。大きくこういった講演会を3回まず開催する予定とはなっておりますが、こればかりでなくて、担当1人だけでないのですけれども、この嘱託とか、あと保健師等中心になりまして、訪問したり、そういった電話をかけたり電話を聞いたり、あとたまに相談に来る、声をかけ合ったりしている、そういう経費でございます。ご指摘のとおり、岩手県も全国で自殺の死亡率が高いということで、特にも二戸管内が高いということで、いろいろ保健師、担当のほうからも調べてもらったのですが、軽米、九戸村、葛巻町、そこいら、あとちょっと前までは岩泉町と洋野町、私に言わせると昔の九戸郡といいますか、恐らく旧山形村も結構高いのではないかなと思うのですが、久慈市のほうに入っているので、そういった二戸の振興局の担当課長のほうからもちょっとお話を聞いたことがあるのですが、昔からだ岩泉町にしろ山のほうといいます

か、海端でなくて、そちらが多いと、貧困でしょうかと、いや貧困だけではないと思うが、やはり家庭の環境とか、あと景気が悪くなるとやっぱりそういった自殺者がふえるということとか、いろんな要素が絡み合っている、そういった親子とか、親子だけではなくて、また失業とか、加えて障がい者であるとか生活保護であるとか、いろんな要素が絡み合っているということで、健康福祉課といたしましてもあした木曜日になると青いポロシャツを着るのですけれども、とにかく町民、役場も一体となって対応していかなければならないと思っております。具体的には、やはりそういったおそれがあるような方に声をかけたり、あとひきこもり等にならないようにやはり行事とかイベントとか、ふれあい共食でもはつらつ教室でも何でもいいですが、あとゲートボール、パークゴルフ、スポーツでもよろしいかと思うのですが、そういうふうに出て自分の役割を再発見するといえますか、生きがいを見出すというか、そういった町でとにかく一体になった取り組みが必要だと思っております。

あともう一つが、保健事業費のスロージョギング教室のほうでございます。これにつきましては、ちょっと説明が不足しておりましたが、健康まつりを見直したいというのは前委員会か何かでお話しした経緯があるわけなのですが、平成29年度に今までの町民体育祭のときにハートフルのほうで参加していたのをちょっとパターンを変えまして、このスロージョギングを取り入れながらやってみたいという案が担当から出ておまして、それを予算化したものでございます。私も詳しいことはわからないのですが、ジョギングだと確かに走るし、ウォーキング大会、あと転倒予防等でこちらから、庁舎から軽米病院を往復したりするウォーキングの教室もあるのですが、その中間みたいな感じの、詳しくは私も参加しながら、どんなものか一緒に楽しみ、健康向上に役立てたいと思っております。まず、健康まつりの見直しへの一つということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） まず、自殺予防の関係ですけれども、従来の話もされましたけれども、一応軽米町では何年か前に自殺予防対策の担当主幹というふうな職も設けたりして真剣に、軽米町では自殺が多いということで何とかそれを予防していきたいというふうな重点的な取り組みがあったと思うわけですが、それで何かその点の軽米町の特徴といいますか、自殺における特徴というふうなものの説明ではないなというふうに、ちょっとまだ説明不足だなというふうに私は感じるわけです。というのは、やはり自殺、軽米町での自殺がどういうふうな状況なのかということ、例えば自殺といえば鬱病の人たちが自殺するのだというふうなイメージがあるわけですが、それだけではない、何かいろんな鬱といっても若い人だけではなく、年

寄りの方でももうそろそろ自分が邪魔になったから早くあの世に行きたいとかというふうに自殺する人もいるというふうな話も聞いたり、あとアルコール中毒でそういうふうな精神的なあれでそういうふうなことを行うとかというふうなのもあるとか、いろんな場面の中での症状があつて自殺になるというふうなことを聞いているわけですが、その辺のところはやはり軽米町では特にその中のどういうのが特徴的なものかとかというふうなのをある程度把握しないと対策というふうなのが生まれにくいのではないかなというふうに感じるわけです。先ほどの説明だと、いまいちその現状を把握していないような説明だったということで、やはりその辺のところをもっと保健師等と連絡を密にして、なぜそういうふうな対策をしなければならぬかというのをやはりもっと考えるべきではないのかなということをもっと要望しておきたいと思つてます。

あと、スロージョギングについてはいつやるのかとかということではなく、スロージョギングそのものがどういうものなのかということを知りたかったのです。そこは後でもいいですから教えていただければと思います。

○委員長（細谷地多門君） 於本課長。

○健康福祉課長（於本一則君） 中村委員のご意見だと思いますが、一言答弁させていただきます。

当町の自殺者、平成23年、平成24年、平成25年のあたり、多いときは8名ぐらい、年間ですけれども、1年間で8名ほどあったということで、平成27年、平成28年は警察のほうとか保健所のほうでちょっと違うようなのですが、4名と捉えております。4名、5名ということで、先ほど、ですからどういった人が亡くなっているかと、鬱の人が多いか高齢者の方が多いとかあるのですが、どうしても人口が少ないもので、ちょっとの、1人当たりの人数の率がぐっと上がるような格好がございまして、ただ一時に比べるとまず半分、当然人口も減っているのですけれども、8名のときに比べればまず半分になっているなということで認識しておりますし、これ以上またふえることがないように、去年の10月以降も4人になって、もうこれ以上ふえないように何とか声をかけたりしようということを健康づくりのほうで話している部分もありましたけれども、そういった状況でございまして、10人も何人もいるわけではなくて、4人でございまして、その中にはそういった精神病的鬱のほうからくる方もいれば、貧困といいますか、金銭的なほうからくる方、高齢者でやっぱり生きがいをなくしてちょっと健康も崩して亡くなったとか、そういう方がいらっしゃるということで認識しております。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） その自殺が多いというふうなのは、人口の割合だというふうなことで、何人であれば多いのか少ないのかちょっと判断基準に迷いますけれども、な

おかつ役場庁舎の中でもあした木曜日で青いポロシャツを着用するということが2年余り続いていると、これがまだまだ続くということはそういう危機感がまだまだ軽米町にあるのだというあらわれであると。だから、それがいつになったらやめるのかなと、逆に言えば。もうある程度の危機を脱出したというふうな判断材料がいつにあるのかなというふうなこと、その辺のところをはっきり言って青いポロシャツを木曜日というのはいいことだとは逆に言えば思いません。なぜならば軽米町は自殺が多いのだというのをみんなにPRしているようなもので、逆にそれをだからもうある程度の基準を設けて、もうある程度そこまでやらなくてもよくなったよというふうな形になればいいかなというふうに私は思うわけですので、その辺のところもある程度見きわめる必要があるのではないかなというふうに思います。

○委員長（細谷地多門君） 意見ですか。

○2番（中村正志君） はい。

○委員長（細谷地多門君） そのほか、山本委員。

○13番（山本幸男君） それではありませんが、軽米病院のことについて関連して質問したいのですが、先ほど古舘委員のほうから質問があり、私の発言とそんなに変わりはないと言え失礼ですが、診療所化の問題について、当町としてやっぱり関心を持ったほうがいいのではないかなと私も思っておりますし、古舘委員もそのような考え方だったと思っていました。

そこで、町長の答弁の中で、診療所化の問題はまずそれは絶対防がなければならぬと思っておりますが、先ほどの答弁の中ではオクターブ下がって、よく聞き取れなかったと私は思っております。絶対当町としては軽米病院の診療所化というのは防がなければならぬ、私はそう思っております。そんな面では、町長の認識は私と同じなのか、その状況から見れば、そういう心配を私は勝手にしておりますが、町長は診療所化は絶対に防ぐためにあらゆる努力をしなければならぬと考えておられるのかどうか、決意のほど。

○委員長（細谷地多門君） 山本賢一町長。

○町長（山本賢一君） 現状から言いますと、軽米病院は非常に運営的にも良好な状況で推移しておりますが、未来永劫的にまたそういう状況、そしてまた診療所化が全くないという、心配ないということは言えないと思っておりますので、そうならないように一生懸命私の立場として努力してまいりたいと思っております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。1項の保健衛生費、終わってよろしいですか。

中里委員。

○1番（中里宜博君） 先ほど自殺の話が出たので、ちょっと関連するのですが、先日消防の1分団の幹部会開かれて、その中で長倉大橋に何らかの自殺対策をしてもらえ

ないものだろうかという要望が出されたのですが、消防のほうから、課長のほうでそういうのを考えているような部分はあるのでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前 11 時 49 分 休憩

午前 11 時 49 分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

今の質問に対して、消防関係のほうからということですので、日山総務課長から。

○総務課長（日山 充君） 今ここでどうこうという話はちょっとできないのですけれども、物理的に自殺が絶対起きないような形というのは難しいのかなと思います。啓発用の看板だとか監視カメラのお話もあったようですけれども、いずれ橋の管理をしております産業振興課と、あとは自殺予防対策のほうの健康福祉課のほうでどういうふうな対策がとれるかこれから検討したいと思います。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

それでは、大村委員。

○8番（大村 税君） タイミングを逃して申しわけありませんけれども、火葬ジョウとか、火葬バと言うかわかりませんが、先ほど町長が計画を平成31年とお話しになって、大変ご期待申し上げているところでございますが、ただそれまではまだ当分今の火葬場を維持していくというようなことで、トイレの修繕あるいは休憩室冷暖房設備の設置ということがありました。私が思うには、ハードな面については財政的ないろいろな課題、問題があると思いますけれども、ソフト的な部分で、当分まだ今を利用するというところでございますので、炉のところでの斎場室と言えればいいのかわかりませんが、斎場室の部分で。現状はだるまストーブ1個で冬は大変寒いし、また暖房と空調もお考えになってほしいものだというので今お尋ねしたいと思いますが、その空調の面についてもまず灰炉から上がってきたときのすごい灰とか、そういうのが散って大変空調が悪いような状況であるということをお二、三回火葬場に行ったときに感じておりますので、その辺も考えて修繕してほしいなど、このように思いますが、いかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午前 11 時 53 分 休憩

午前 11 時 53 分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 火葬場の待合室については、エアコンとかトイレの改修

ということで今予算を上げているところですが、火葬場の火葬炉のところには空調ということで、今小さい換気扇があるぐらいで、ちょっとあとはストーブもだるまストーブを置いているぐらいとなっております。冬場とか夏場とか、そのほうもちょっと暑くなったり寒くなったりというような感じがありますので、その空調とか暖房などについてもちょっと検討していきたいと思っております。

○8番（大村 税君） まず、よろしくどうぞ、せっかくのあれですから、ソフト面の整備もお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（細谷地多門君） それでは、午前中は以上で終わりたいと思います。

なお、午後から2項清掃費から始めたいと思います。

暫時休憩します。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（細谷地多門君） それでは、午前中の休憩前に引き続き、午後から委員会を再開したいと思います。

ここで、午後からの委員長は交代したいと思います。中里副委員長に。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（中里宜博君） 初めてなので、よろしくお願いいたします。

それでは、午前に引き続き再開したいと思います。

2項清掃費から、中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 4款衛生費、2項の清掃費についてご説明申し上げます。

予算書では71ページ、下のほうになります。1目の清掃総務費につきましては、旅費、需用費、負担金、補助及び交付金とも昨年と同様の金額となっております。

2目の塵芥処理費につきましては、1節の報酬が1,823万3,000円、ごみ収集運搬作業員兼運転手の報酬9名となっております。7節の賃金は、同じくごみ収集に係る臨時職員賃金となっております。

あと、次のページをお願いします。次のページの役務費でございます。役務費につきましても、去年と同様になっておりますが、この中で新しく事業として小型家電回収手数料を6万円予算計上しているものでございます。小型家電回収等につきましては、資料要求がありましたので後からご説明申し上げたいと思います。

あと14節の使用料及び賃借料につきましても、新しい事業として生ごみ処理事業用機械借上料109万2,000円、生ごみ処理事業用土地等借上料39万8,000円が新しい事業となっております。これについても後ほど資料要求に基づいて説明したいと思っております。

18節の備品購入費になります。これは、使用済み小型家電の回収箱の購入費と、

あとごみ収集車の洗浄用として高圧洗浄機を購入することとしております。

19節の負担金、補助及び交付金につきましては、大きなところだと二戸地区広域行政事務組合負担金が7,914万9,000円となっているものでございます。

次のページ、3目のし尿処理費になります。これにつきましては、需用費、役務費、委託料、負担金、補助及び交付金という形になりますけれども、これにつきましては本町の公衆トイレの管理と、あとは負担金、補助及び交付金として二戸地区広域行政事務組合へのし尿処理の負担金となっているものでございます。

以上、2項について説明を終わりたいと思います。なお、資料要求のことについては福田主幹のほうから説明させていただきます。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） それでは、資料要求のありました2件についてご説明したいと思います。

資料ナンバー1の1でございます。生ごみ処理事業です。ページ数でいきますと、71ページ、72ページが該当します。事業の目的及び概要でございますけれども、ごみの減量化を図るために分別収集した生ごみを民間施設を借りて消滅型の処理をするということです。平成28年度までは、鶏ふんあるいは豚ふんにまぜて堆肥化処理しておりましたが、平成29年度からは消滅型の処理をするという計画でございます。施設として民間、蛇口地区の農家の施設を借りたいと思っております。旧九戸地方の堆肥生産組合の施設となります。

生ごみ処理の流れでございますけれども、収集運搬につきましては現在と同じです。異物除去となるわけですが、この異物除去からが蛇口地区の施設を借りて行うこととなります。異物除去、ビニールとか金属除去です。続きまして、破碎、破碎機をリースする、借り上げすることで計画ですので、生ごみを砕くと。その次に発酵促進剤をまぜるということになります。アースラブ菌という商品名になっていますが、そういったものを考えております。その発酵促進剤にまぜまして、約30日間かきまぜながら寝かせておくわけですが、そうしますと生ごみに関しては消滅するという事です。アースラブ菌、菌のほうですが、発酵促進剤は木材のチップにしみ込ませたものですので、床といいますか、菌のほうは残りますので、生ごみはなくなりますが、その菌、床はそのまま2年ぐらいは使えるという、そういうことになっております。

あと経費の内訳、積算でございますけれども、賃金として日々雇用職員の賃金を計上しております。126万円です。あと消耗品として、発酵促進剤、発酵補助資材、おがくずですが、あとビニールシート、コンパネ等を予定しております。一番大きいのが発酵促進剤でございます、こちらのほうが一番、360万円ほど予定しております。あと燃料費ということで、軽油、灯油を考えております。軽油

につきましては、トラクターの借り上げを予定しておりますので、その軽油となります。あと灯油は、事務所のほうも建物も借りたいと思っていましたので、その灯油代です。あと修繕料につきましては、トラクターを借り上げるのですけれども、リースの内容を見ますと修繕は含まれていないということなので、その分を14万円計上しております。

あと14節の使用料及び賃借料ですけれども、借上料、土地、建物、あとはトラクターと生ごみ破砕機につきましてはそれぞれ5年リース、6年リースを予定しております。借上料につきましては、149万円です。土地、建物につきましても、借り上げを予定しておりますが、土地につきましては面積が大体4,600平米ほどでございますが、この半分を借りたいと考えております。農家の方も資材置き場あるいは農機具の置き場として実際使っている施設でございますので、格納庫ですけれども、土地と格納庫、その半分を借りるということになっております。あとトラクター、生ごみ破砕機はそのままリース、借り上げということでございます。以上で、合計しますとこの生ごみ処理事業費は680万3,000円の事業費を計上しております。

続きまして、資料のナンバー2の3でございます。2の3は、使用済み小型家電回収事業でございます。予算書ですと72ページ……

〔「ちょっと待ってください」と言う者あり〕

○町民生活課長（中野武美君） 資料ナンバー2の3、使用済み小型家電回収事業についてご説明します。予算書ですと72ページとなります。

事業の目的は、資源の有効活用とごみの減量化を促進するために町役場に専用ボックスを置いて、使用済みの小型家電の回収事業を実施するというところでございます。

回収する品目の一例ということでここに掲げておりますけれども、携帯電話、ノートパソコン、電話機、ラジオ、ドライヤー、電気かみそり、電気時計など基盤の入った電子機器、小型のものということになります。同じ家電でも、家電のいわゆる4品目、テレビとか冷蔵庫、洗濯機とかエアコンは除くということになります。

この事業の流れでございますけれども、役場の中にボックスを購入して置きたいと思えます。その中に町民の方が使用済みの、先ほど品目掲げましたけれども、そういった小型家電を入れてもらうということになります。業者の方が収集運搬に来まして、中間処理、金属精錬して、最終的には金属としてリサイクルになるということになっております。

それで、個人情報が出るといのがよく心配されますけれども、この事業をやるに当たっては、町民へのお知らせとしては、1つ、個人情報は消すようにというようお願いはしたいと思っております。ただ、万が一個人情報を消し忘れた場合

でも認定する業者のほうで消すと、そのためにそういう計画で業者のほう認定になっておりますので、そういった措置で個人情報の漏えいは防ぎたいと考えております。

あと経費の積算でございますけれども、12節の手数料ということで回収手数料ですけれども、6万円計上しております。これは、業者のほうで年3回程度を考慮しておりますけれども、県北のほうを回っていただいたときに、ある程度たまった状況ですけれども、回収していただくということになります。県北ですと、一戸町と、それから久慈広域も実施しておりますけれども、そういった業者の絡みもありますので、そういったついでといたしますか、県北を回ったときに回収していただく予定であります。

あと18節の備品購入費として、小型家電回収の箱、専用の箱を購入したいと思っております。15万円の予算を見込んでおります。合わせてこの事業費は21万円ということでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○副委員長（中里宜博君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 清掃費でちょっと説明不足がありましたので、再度説明させていただきます。

ごみの回収の回数なので、平成29年度から可燃ごみにつきましては全地区を週2回ずつ回収する予定として計画しているところでございます。

以上です。

○副委員長（中里宜博君） よければ質疑に入ります。

茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 今ご説明ありましたけれども、ごみの収集日程につきまして12月の定例会で質問いたしましたけれども、今課長から説明がありましたとおり、燃えるごみは本年度から町内全域で週2回収集を行うということで、早速改善されて町民の方々も安心すると思います。

それと、生ごみ処理事業は本年度から民間施設、旧九戸地方堆肥生産組合を借りて町直営で消滅型の処理体制を実施するということです。この2点のほかに、何か新しく変わったこと、改善されたことはないか伺います。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えしたいと思います。

燃えるごみにつきましては、先ほど課長から説明があったように町内全域週2回収集で整備、計画しております。加えて資源ごみ、月1回の資源ごみですけれども、月1回の資源ごみが平日の休日に当たった場合、年間ですと12日平成29年度はありますけれども、その資源ごみが、月1回の資源ごみが当たった場合は、その近

い日で振りかえるという、集めたいと思います。

あと粗大ごみですけれども、5月5日が金曜日、3連休に当たるわけですので、これについてもその月の中で配慮したいと思います。振りかえたいと思います。

さらにもう一点ですけれども、実は平成29年度から週2回ということで実施した、計画しておりますが、5月の3日、4日、5日がちょうど水、木、金になっておりますので、水曜日と金曜日が収集の日程になっている区域もございますので、その3連休に関しては3日の午前中に収集するとか、そういった形で配慮したいと考えております。

以上です。

○副委員長（中里宜博君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 資源ごみに関しては、休日の次は代替で設けるということで大変よかったと思います。

あと、それから12月の一般質問でも述べましたけれども、例えば紙なんか同じ週に2回あるものを隔週とかにもどうだろうということも申し上げておりましたけれども、一回に全部というわけにはいかないと思いますので、今後そういうのもまず改善していくような形をとっていただければいいのかなと思いますので、まずコメントがあれば何か改善していくということであればいいと思いますので、よろしくお願いたします。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） それらも含めて本年度いろいろ変わった点がありますので、状況を見ながらいろいろよりよい方法を考えて検討してまいりたいと思います。

○7番（茶屋 隆君） ありがとうございます。

○副委員長（中里宜博君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 説明いただきました生ごみ処理事業、今までは堆肥化をしていたというふうにして、平成29年度からは消滅型に処理するというふうにこの変えた理由は何でしょうか。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

一番の理由は、平成28年度までは堆肥化をお願いしていたわけですがけれども、その堆肥化をお願いしていた施設が使えないと、業者側の都合ですがけれども、もう施設が使えないと、要するに受け入れできないと、そういったのが一番の理由でございます。それが昨年8月、9月、その辺で業者のほうから言われましたので、もう平成29年度から使えないよと、受け入れできないよということを言われていましたので、町、施設も探しましたがけれども、そういった町内の農家の方とかいろ

いろ当たりましたけれども、なかなか引き受けてくれるところがありませんで、それで町直営の処理の方法、民間施設を借りての消滅型の処理ということとなりました。

以上です。

○副委員長（中里宜博君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 生ごみ処理については、わかりました。

では、使用済み小型家電回収事業、この資源の有効活用という目的、資源の有効活用というのは具体的にどういうことなのかなど。というのは、今東京オリンピックを控えて東京都のほうでも何か計画ではあと回収して、それを何かオリンピックの何かに役立てていきたいというふうなことでテレビ報道されたりしているのですけれども、それというふうな内容のものなのか、ただ単にごみの減量化だけの考え方なのか、これをまず回収に出せば、これがどのように生かされるのかなということをちょっとわかりたいのですけれども。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

この事業に当たっての根拠の法令につきましては、小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、この法律が平成25年4月から施行されておりますが、この法律を受けて実施するものでございます。それで、希金属といいますか、要するに資源の有効活用という事業目的の資源でございますけれども、いわゆるレアメタルと言われているもの、コバルト、マンガン、ニッケルあるいはアルミニウムとか、そういった資源を今までは粗大ごみになりますと埋めていたわけですが、事業者のほうで回収して最終的に、この事業の流れに書いてありますように溶かしまして金属精錬して、最終的には金属としてリサイクルすると、埋め立てされていたものがリサイクルされるという事業でございます。具体的に町でこれを特に表立っては出てきませんが、そういった法律の流れの中で実施するものでございます。

○副委員長（中里宜博君） よろしいですか、中村委員。

○2番（中村正志君） では、確認しますけれども、手数料を払ってまでもこれをやって、回収してもらって資源活用してもらおうということは、すなわち今までは粗大ごみ等を出していたから、町の粗大ごみ等の場所というか、そういうごみがふえていたということで、それが減るといふ、町の金を出してでもやることによって町のごみが減るのだというふうなことでこの事業をやったと、法律もあるでしょうけれども、そういうふうに理解していいものですか。粗大ごみ等がなくなることによって、ごみの収集業務というのが減るといふふうなことに繋がるといふことなのか。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

粗大ごみも広域といいますか、町で集めますとキロ当たり10円ということで、そういう処理手数料もかかっておりますが、それよりは1回当たり2万円ということですので、安くなるかどうかというのはこれはちょっと1回やってみないとどの程度の中身が入るかわからないのですけれども、いずれ資源の有効活用というのは時代の流れではございますので、粗大ごみとして埋め立て処理されている分は幾らかでもリサイクルして地球全体といいますか、資源の有効活用を加えて、なおかつそのごみの減量化を図ろうという意識を町民の方にも理解していただきたいと考えております。

○副委員長（中里宜博君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 役場にこれを回収箱を設置するということですが、時間外とか土日等でも持ってこれるような状況にされるのでしょうか。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） 現在想定しているのは、役場のいわゆる職員がいる時間、あいている時間ということで、平日の8時半から5時までということで考えております。ほかの市町村といいますか、久慈広域とか一戸町とかをいろいろ調べても大体そういったいわゆる開庁時間、役場が開いている時間に実施しているということでございますので、それらを参考にしながらやっぱり職員がいる時間、開庁時間ということで設定したいとは考えております。

○副委員長（中里宜博君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 果たして町民に対してのサービスのものの発想の中でいいのかなというふうな気がするのですけれども、というのは今同時に古着の回収もやっていますよね。古着の回収でどこが一番多いですか。もしかしたら図書館が非常に多いのではないかなという気がしているのですけれども、図書館は土曜日、日曜日、夕方でも6時半までやっているというふうな状況の中で、持っていきやすいという場所でもあると思います。その辺のところ役場であれば8時半から5時15分、ではノートパソコン等使っている人がその時間帯に役場までわざわざそれを置きに、仕事休んでまで行く人がいるのでしょうかというふうにちょっと思って、これを持っていく人の対象を考えれば果たしてどうなのかなというふうに感じるわけですが、その辺ちょっと考え直したほうがよろしいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

古着回収事業につきましては、確かに図書館は多いです、量的に非常に多いです。それらを参考にしながら、この小型家電の回収箱につきましても、そんなに安くないといいますか、予算上は15万円となっておりますので、そういった感じもあり

ますので、場所をふやすといいますか、図書館等にふやすということも将来的にはいろいろ考えていかなければならない検討課題ではないかと考えております。

○副委員長（中里宜博君） あと、古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 生ごみ処理事業についてお伺いしたいと思います。1つは、これまでの堆肥化、業者は受け入れをしたくないということで、できないということですが、経費の面で今平成28年度までのやつとこれからの経費の比較を1つはお聞きしたいと思います。

もう一つは、消滅型の一番のことが発酵促進剤の関係だと思えます。本当にそれが、発酵促進剤アースラブを使うという、私もよくわかりませんが、いろいろな形で発酵促進剤の種類があると承知しています。一戸町も同じような形でやったり、その一戸町のものはそれなりに開発途上みたいな部分がまだ落ちついていないというのがあるように聞いていますけれども、一番の発酵促進剤がこれを選択したものがこれまでの客観的な実績についてどのように検証されているのかということがお聞きしたいと思います。

もう一点は、菌床は2年ほど使えるといいますから、それも含めて具体的に言えばこの自治体で使っているというような事例を明らかにしてほしいと思います。

それからもう一つは、今までの堆肥化のときもあったのですが、異物除去に非常に手間暇かかるという感じもあって、あとは本当は住民の協力が、易しくわかるようになれば、その異物除去の人件費なんかも結構そこに左右されると思えますけれども、特にも異物除去の費用、日々雇人数とか日数とかでの126万円の想定を明らかにしてほしいと思います。

以上、それから処理能力については多分今まで発生した量を賄えるということなのでしょうけれども、大体1日当たりどのくらいを想定しているのかという、ちょっと項目多いのですが、答弁求めたいと思います。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

まず、第1点目の経費の件でございますけれども、この資料1の1に合わせますと、平成28年度までは日々雇用職員は同じような条件でございますので126万円、プラス平成28年度までは堆肥化に当たりましてトン当たり5,000円を手数料として支払っております。大体年間100トン前後出ますので、平成26年度は98トン、平成27年度は97トンとなっておりますので、大体50万円前後、50万円ぐらいになります。ですから、平成28年度はこの表と比較しやすいように申し上げますと、176万円という大ざっぱな数字ですが、出ます。それが平成28年度までの経費ということになります。

次に、発酵促進剤の件でしたけれども、どうしてアースラブ菌を選んだかという

経緯でございますけれども、1つはこの菌を取り扱っている業者が県内にありまして、その業者がいろいろPRとか来られたわけですが、それで少量買って試してみましたけれども、ある程度見込みが立ったということでございます。

あと具体的な市町村、同じアースラブ菌を使っている市町村があるかということでございますけれども、私どもで調査した結果、北海道に2つの施設がございます。1つは留萌南部衛生組合でございます。留萌市の近くです。もう一つは、和寒町の隣の町でつくっている生ごみ処理施設でございます。こちらで確認できた施設は、その北海道の2つの施設でございます。実際視察等はないのですが、電話等で情報収集はしております。それで、うまくいっているといいますか、処理はうまくいっているということで電話では確認しております。

3点目の処理能力ということでございますけれども、町の生ごみは現在大体平均で1日400キロ出ております。掛ける250日ということで年間100トンになるのですが、この予算の中でこの400キロを処理できるという計算で予算要求といいますか、予算を計上いたしました。

以上です。

○副委員長（中里宜博君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 1つは、一戸町も同じような形で、まだ途上みたいですが、それなりに実績も上げてきているやに聞いていますけれども、同じ二戸広域の中であって、同じ方法の中で始めたり実施するというのはいろんな意味で利点があるのではないかなと思うのですが、お話によれば岩手県にこのアースラブを扱っている業者がいるからという、でもその実績は北海道しか今把握していない、そのほかにも当然あるとは思いますが、県内のところとかやっぱりこの決め手が、例えばいろんなのを選択肢の中で発酵促進剤の実績、いろんなあとはそのときの北海道は寒いからいいのですけれども、いろんな周囲の温度なんかも、そういう意味では北海道のほうはもっと過酷な条件かもしれないので、それからその産業、例えば和寒町の場合は同じような規模というか、産業なのかも含めて、やっぱり軽米の生ごみ処理はいろんな形で焼いてみたり、今堆肥化と変遷をしてきたのですけれども、何かもう少しきちんと実績を見ながら、この場合は機械はリースで何年リースかわかりませんが、やっぱり特にも発酵促進剤の関係は現場を、電話で問い合わせしたり、そういうだけではなくてきちんとやっぱり検証していく必要があるのではないかなと思いますけれども、その点についてはまだやっぱりだめだったかなという感じにならないためのそういう検討が必要ではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副委員長（中里宜博君） 休憩します。

午後 1時34分 休憩

午後 1時35分 再開

○副委員長（中里宜博君） 再開します。

福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

大きな施設、生ごみ全体を大きな施設で処理しているのは、確かに私どもで調べた限りでは北海道の2つの施設だけでございますけれども、県内の実例といいますか、利用例としてはアースラブ菌を使った小さな箱の中で1キロ、2キロ生ごみを消滅すると、そういう機械はありまして、それは県内にも結構花巻市、その他普及しておりますので、それらも参考にしながら発酵促進剤の選定の材料といたしました。

○副委員長（中里宜博君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） やっぱり1キロ、2キロが400キロとか大きくなった場合は、そのスケールの単位が違うといろんな発酵する化学変化を起こすというのは条件がいろいろ変わってくると思うので、私は生ごみ処理を積極的に進めることは本当に大事なことで、燃やすごみの中でやっぱり重量比から見れば、一番生ごみを減らせるということがかなめだと思っています。それをやるのを安定してずっと続けていくのには、投資はそんなに過大な投資ではなくてですけども、今までと比べれば経費的にはどんと上がるということもありまして、やっぱりこれを選択するのには、やっぱり大規模な、軽米並みにやる規模の単位のところはやっぱり確認を、自治体等確認をしてきちんと調査の上で実施すべきだと思いますけれども、そういう意味で町長が一応この方法を結論、判断をしたものだと思いますけれども、町長からの意見を聞きたいと思います。

○副委員長（中里宜博君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） この件に関しましては、私も逐次担当には指示いたしまして、さまざまな研究あるいは資料等検討しながら、きちっと生ごみの処理を遅滞なく処理できるような体制をとりなさいというふうなことでやっております。そういった点では、今説明したような観点の中でのこういうふうな選択だったと思いますので、何とかこの方向でやらせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副委員長（中里宜博君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 少なくとも今実施している北海道まで行かなくても、例えば宮城県とか東北地方の中にもあるかもしれませんけれども、その辺はきちんと実績を、そのくらいの旅費は当然捻出できると思うので、ぜひ実績を確認していただきたいというのを意見として言っておきたいと思います。

○副委員長（中里宜博君） あと何かありませんか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 何点かお尋ねしたいと思います。まず、資料ナンバー1の1ですが、生ごみ処理事業ということですが、これに伴って例えば生ごみの回収用のポリバケツといいますか、ポリタンクと言うのかわかりませんが、主にその配置は町場が主体なのかなと思っていましたが、例えば私どもの行政区ではそういうのは設置されていないわけですが、ほとんど自分のうちで処理している。自分のうちでコンポストですか、コンポストとか堆肥とまぜて使っているというふうな状況ですが、実は最近世代交代といいますか、年配のお母さん方は処理の仕方ですか、それはまずわかってちゃんとやっているのですが、最近はどうも世代交代によって若いお母さんが結構ふえてきまして、なかなかやっぱり若いお母さん方はそういう細かい、コンポストにためて処理すればいいというのはわかっていると思うのです。ただ、いかんせんやっぱり最近共働き世帯が多くなって、なかなか処理できないというふうなことであれば、ポリバケツですか、これは要望すればどこの集落でも設置してくれるのですか。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

ポリバケツ、生ごみ用のバケツでございますけれども、設置につきましては平成26年度から町内全域対象にしているわけですが、その際に区長さんを通じて希望はとって配布を希望する行政区には配布した経緯がございます。その後につきましても、要望があった箇所につきましては補充といいますか、区長さん方には要望があった行政区にはお上げしておりました。配布しておりましたので、よろしくをお願いします。

○副委員長（中里宜博君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） ただいま区長会議を通じて相談すれば設置してくださるという答弁で、そういうようにやっていきたいなと思っていました。

それから、資料ナンバー2の3ですか、使用済み小型家電回収事業ですが、この回収する品目の一例ということですが、電気時計などと書いてあるわけですが、正式に品目が定かになるのはいつごろになるのですか。それと、例えばここの規格が20センチ掛ける40センチとありますが、当然ノートパソコンも品目になっているわけですが、これに付随するプリンターですか、プリンターもやはりパソコンを回収するのであれば、プリンターも最近やはりパソコンと同じように更新も早くなっているものですから、若干この20センチ掛ける40センチというサイズに合うかどうか、合うものもあれば合わないものもあると思いますが、この辺の規格も少し検討したほうがいいのではないかなと思っていました。この回収事業は、本

当にいいと思います。よくいわゆる資源鉱山ですか、何かこれら前に新聞で見たことがあるのですが、青森県の八戸市が何か先進地、岩手県では奥州市でしたか、何か県南のほうの自治体だと思っていましたが、非常にいいことだなと。結構こういう小型家電は自宅の物置の隅のほうに皆さん多分たまっていると思うのです。そういうふうなことで大変いい事業だなと思いますが、などの品目ですか、いつごろ確定するのか、またちょっとこのサイズ、このサイズに合うプリンターもあるかと思いますが、若干例えばプリンターといってもインクジェットとかあるわけですが、インクジェットのやつはある程度小さいですから対象に加えられる、頑張れば何かできそうな感じかなと思っていましたから、その辺検討の余地はないのかなということでご答弁をお願いします。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

回収する品目につきましては、ここに一例を挙げておりますけれども、実際はもっとたくさんありまして、その品目につきましては町民の方にもお知らせ版でお知らせしますし、あとは箱のところにも明記したいと思います。あと、ホームページ等でも当然紹介したいと思います。

それで、プリンターももちろん回収品目に入っております。大きさをここに一応掲げておりますのは、箱自体の投入口やっぱりありますので、その大きさが20センチ掛ける40センチという大きさなものですから、ほかの市町村でも一応投入口に入るものということで規定しておりますので、それらを参考にして案として出しております。

それで、何回かこういう事業を町民の方に浸透してくれば、あるいはイベントで回収するとかそういった方法も将来的には考えられると思いますが、現時点ではスタートですので、箱1つ役場に置いて回収することから始めたいと考えておりますので、その場合にはこういった大きさの制限といいますか、表示したほうがいいのかということを考えてここには掲げております。

以上です。

○副委員長（中里宜博君） よろしいですか、館坂委員。

○6番（館坂久人君） わかりました。次の質問に移りたいと思いますが、72ページの12節の役務費ですか、ここに書いてある不法投棄処理手数料とありますが、例えばこの不法投棄なんかは発見した場合役場のほうに通報すれば役場のほうで回収してくれるということですか。何かその辺発見者が自分で回収して届けなければだめだというふうなことで、結構あってでも目をそらす。そういったことでこの辺の不法投棄処理のプロセスといいますか、その辺ちょっとご説明お願いしたいなと思っていました。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

72ページに掲げております不法投棄処理手数料は、こちらで想定しておりますのは町の土地、町有地あるいは町の管理する道路に不法投棄された場合、回収してその分の手数料をとということで考えております。個人の土地に不法投棄になって、それが届けられた場合はどうなるかということですが、基本的にはその土地の所有者で処理してくださいということをお願いするわけですが、真ん中に、町有地との境にあたりとかいろいろ微妙なケースがあるのですけれども、その場合はそういったケースを見ながらいずれ町の土地、所有する管理する土地であれば町のほうで措置しておりますが、いずれ個人の土地であれば、持っている土地の所有者の方のほうで処理するということは一旦お願いはしますが、あとそのケースによってはいろいろ出てきますので、大きな場合は県と相談したり振興局と相談しながら協議しながら措置しているのが実情でございます。

以上です。

○副委員長（中里宜博君） よろしいですか、館坂委員。

○6番（館坂久人君） この不法投棄の扱いですが、今主幹が説明したとおりだとは思いますが、例えば町道があって、例えば町道の下が沢だと。沢が足が長いと、その境なのか、そういう厄介なことは余り手をつけたくないということで放置になっているところが結構あると思うのです。やっぱりその辺の回収方法は、はっきりある程度もう少し臨機応変に対応するとなれば、そういった道路の不法投棄ももう少しきれいになると思うのです、道路ののりとか。やはりどうしてもそういった姿勢ですと、発見してもいつまでもそこに放置されるというふうなことですから、やっぱりもう少し臨機応変に対応していただかないと、なかなか幾らクリーンアップデーだ何だとしても道路とか美化にはならないなと思っていましたが、いかがですか。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

不法投棄に関しましては、町の役場の中では地域整備課等でもパトロールしておりますし、振興局でもパトロールしておりますので、そういったところから情報が入る場合があります。そして、その場合ですけれども、道路ののり面とか要するに町の、あるいは県道ののり面とかそういったものに関しては、過去でも境のやつは町のほうで処理している例も実際はあります。

以上です。

○6番（館坂久人君） 電話すれば対処してくれるのですか。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

- 町民生活課担当主幹（福田浩司君） 電話があった場合は、現場をその都度確認しております。
- 6番（館坂久人君） 確認して回収すると。
- 町民生活課担当主幹（福田浩司君） その状況を見て排除、いずれ……
- 副委員長（中里宜博君） 館坂委員。
- 6番（館坂久人君） ですから、状況を見てもらうのはありがたいわけですが、境目のグレーゾーンの部分が大変なわけですから、幾らクリーンアップデー8月のお盆前にやっているわけですが、目についてもやはりそういう面倒くさいのであれば、自分がもしかすればみんな片づけてくださいということになれば、当然そんなことまで何で俺が金を出してまで処理しないとだめなのだとということにもなるわけですから、そういったのは行政のほうはそういった境、いわゆるグレーゾーンの部分ちょっと対応を前向きに考えてもらわないと、せっかくクリーンアップデーをやっているわけですから、きれいになるようにやっているのでしょう、少し考えてくださいよ。
- 副委員長（中里宜博君） 中野課長。
- 町民生活課長（中野武美君） 不法投棄ということで、実際投げる人が本当は悪いわけでございます。また、ほとんどが道路の脇かな、持っていつているもので、まずそういう不法投棄、境とかというようなところは臨機応変に町民生活課のほうでも対応しているところでございます。
- 6番（館坂久人君） お願いします。
- 副委員長（中里宜博君） 山本委員。
- 13番（山本幸男君） 生ごみ処理事業について、この内容を見ますと一番最後のほうに使用料及び賃借料というのがあって、賃借料は土地、建物の半分、それからトラクター、生ごみ破砕機は買うとかということですが、土地、建物を半分借りる、あるいはトラクター借りて修理代を出すというような事業は、役場が行う事業としては適当ではないと私は考えます。まず、建物を半分借りるというのの管理の問題、責任の問題、それからトラクターのほうも借りて、その借上料を払う、修理代を払うというふうな形も、また実際問題があるのではないかなと思います。トラクターが必要であれば買えばいいし、建物が必要だったら建てればいいのですから、そういうように私は考えて、この処理の事業というのは裏があるのではないかと言えばちょっとまずいですが、何かしらもう既にやる人も決まっています、それから場所がどこにあるのかわかりませんが、そういうような形になって日々管理をするにしても、正直どんな管理の仕方をするのか、なれ合い的な事業なように見受け、感じますが、いかがですか。
- 副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えしたいと思います。

土地、建物につきましては、既存の旧九戸地方堆肥生産組合の施設を借りるわけですが、半分ということですが、あと4,500平米の半分なので、その借りる計算等も町のある程度借地、土地を借りる場合の計算方法等がありますので、それらに照らし合わせて計算した、評価額の何%という計算方法がありますので、それらに照らし合わせまして借上料を計算いたしました。あと、ここに掲げているトラクターと生ごみ破砕機につきましては、業者のほうからリース、5年リース、6年リースで借りたいと考えております。そういうことで見積もりっております。よろしく申し上げます。

○副委員長（中里宜博君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 今の説明に補足説明したいと思いますけれども、処理する、働く人等につきましては、町の嘱託職員と臨時職員になります。トラクターと破砕機はリースでやりまして、実際働く人たちは町の職員というような形になっておりまして、借上げは土地と建物部分だけになるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○副委員長（中里宜博君） よろしいですか。

○13番（山本幸男君） 俺の意見は、さっきしゃべったとおり。

○副委員長（中里宜博君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） 先ほどから聞いておりますけれども、裏があるとかそういった発言はどうぞ根拠があればお調べになって、そういう根拠を明確にしてご発言いただければというふうに思います。全くそういったこともないときに、やはり最初からそういう疑いの目で発言されるのは非常に私は不適切だと思っております。

以上でございます。

○副委員長（中里宜博君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 町長が中身について詳しく説明するかと思ったら、裏話をしておりますので、それはそれとして、一般的に建物必要であれば、私は基本的に建てて、またこの生ごみ処理事業というのは1年やって終わりという事業ではないと思います。こんな面では、ある建物の半分以上を借りるとかというような対応の仕方というのは一般行政のやる仕事ではないのではないかと、私はそう思っています。そういう意味で、もっと僕らのわからない部分もあるのかなというふうなことで発言しましたが、ただ裏があるのではないかとというふうなことで、適切かどうかについては余り私も適切でないと思っておりますので、それは撤回します。ただ、一般的に建物の半分以上を借りるというふうなことは、私はまずどうも適切ではないと。必要であれば建てたほうがいいと、建てて、ずっとことしで終わるわけではないと思っておりますので、適当な場所を確保してやったほうがいいのではないかとという意味で話をしました。

ただ、トラクターの問題には、業者からリースというふうな説明がございますので、私はここの旧堆肥生産組合か、あるいはまずその近くの人からトラクターを借りてというふうに理解したものだから、そういうふうに発言しましたが、ただ業者といえますか、農機具屋さんから簡単に言えばリースをしてというふうなことの説明でありましたので、それはそれとして了解しました。基本的には私は長く続く事業であると思うので、もう少し明快な形で対応したほうがいいのではないかと、そう思って発言しましたので、町長そういう質問でございますので、それに対する答えがあったらお答えください。

○副委員長（中里宜博君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） 答えと申しますか、私はそういうやはり発言は不適切ではないかということをお願いしたとおりで、この事業そのものはきちんとさまざまな観点でご理解いただきながら、こういった事業と申しますか、予算を皆さんにご提示申し上げておるものでございますので、どうかご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○副委員長（中里宜博君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 了解はしますが、ただ今生ごみの処理施設は、前にさまざま委託をお願いしております十文字さんの長倉に行く多分あそこの鶏ふん処理場で一括やってもらっていたのが今度こちらに来たものだから、廃止になったかどうか分かりませんが、そういう面でこういう形で引き続き生ごみ対策をしたい、それは了解します。ただ、それはずっとこれからも生ごみというのは出るものだから、したがってまずもっと大きいさまざまな計画があって、まず差し当たり対応しなければならないということでこの施設を利用するのであればこういう形でもいいかと思うのですが、そうでなくこれが恒久的な施設として必要だという施設であれば、土地、建物等も、建物の半分なんていうふうなことでなく対応したほうがいいのではないかと私は、町長、思うわけです。だから、つなぎにやる施設というふうなことであればいいのですが、将来的にもというふうなことであれば別なことを考えた方がいいのではないですか、いかがですか。

○副委員長（中里宜博君） 休憩します。後ろの時計で15分まで、10分休憩します。

午後 2時05分 休憩

午後 2時15分 再開

○副委員長（中里宜博君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 生ごみ処理施設の事業を行うに当たって、場所の選定という形になりますけれども、町有地とかその他の施設などについて検討したところ

でございます。早急に事業ができる場所ということで、現在町のほうで検討しております蛇口地区の旧たばこの堆肥場跡地、今は個人の所有になってはいますが、その施設が適地と考えたところでございます。そこについては、人家からちょっと離れているところでございます。建物につきましては、全部借りたいということで所有者とも交渉しましたけれども、その所有者の農機具なども一部入っているという形で半分借り上げという形になっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副委員長（中里宜博君） よろしいですか、山本委員。

○13番（山本幸男君） その他の場所についても検討した結果、いずれ早急、緊急性というふうなこともあってというふうなことでございますので、それはそれとして了解いたします。

ただ、そうするとこれはつなぎの、将来的には町民が所有する土地あるいは町が関与する施設、場所に移転するまでのつなぎの施設というふうな理解をしていいですかというのが第1点。

それから、課長の説明の中に、ここで働く人は町の職員と臨時というふうな説明でございましたが、正規の役場の職員が行ってこれやるわけですか。それとも、そうでなくその意向がわかる誰かが行って働くというふうな形なのですか。一般的に町の職員といえば、庁内の町民生活課の誰かが監督といいますか、そんな形に、そういうふうには聞こえますが、実際はどうなるのか。

○副委員長（中里宜博君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 最初に、私の説明不足で大変申しわけないのですが、町の職員という形ではなく、嘱託職員を1名、今ごみ収集員をしてもらっている、嘱託職員として9名働いてもらって、委嘱しているのですが、その方を1名と、あと日々雇用の臨時職員1名の2名で業務のほうに当たっていただくことで検討、予算を計上しているところでございます。現在、人がかわればやっぱりそれなりに対応のほうがちよっと変わってくるということで、1人専任を充てて実施するというところで考えているところでございます。

あと、つなぎの場所かどうかというようなご質問ですけれども、できればずっとそこで町のほうでも事業のほうを進めていきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○副委員長（中里宜博君） よろしいですか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 関連で、済みません、生ごみの関係で、この発酵促進剤を売る場所は、そのセールスに来てこれに決めたと思うのですが、例えば技術指導も

含めて軌道に乗るまで、その発酵促進剤を売る業者がやり方とか技術指導をずっと安定するまで保証するというふうな体制はあるのかどうかというのを1つお聞きしたいと思います。売ってしまって、やっぱりこの量では足りないからもっと使っただとかという形、もう既に相当大きな経費、堆肥化から見れば3倍もお金がかかっている状況の中で、単に発酵促進剤の業者がどういう責任を持ってくれるのかという、その担保が技術指導という形ではないかなと思いますけれども、その辺は保証されているのでしょうか。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

業者につきましては、この発酵促進剤、こちらで今把握しているのは県内で1業者だけなのですけれども、あるいはほかにもあるかもしれませんので、見積もりと見積もりをとる際にはちょっと研究してから業者を選びたいと思います。当然、そして購入する業者が決まった際には、こういった技術指導と見積もりか、買った後の面倒も見てもらうように、その辺はお願いしながら購入したいと思います。

○副委員長（中里宜博君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） そういう業者はこれから選定するかもしれませんが、やっぱりそういう意味での効能に対する協定書みたいな形できちんとまずする必要がありますので、意見として述べておきたいと思います。

○副委員長（中里宜博君） あとありませんか。

大村委員。

○8番（大村 税君） 関連して、生ごみ処理事業について、これは新しい事業ですので、今までもいろんなご説明で理解はいたしますけれども、ひとつ去年までの堆肥化の部分は業者がなくて、もうその事業ができなくて、今度この消滅型ということで新事業を起こされましたね。もっともう少し理解を深める、高めるために、従来の生ごみを水を切って出したトン数と、この事業の予算額と比較試算の根拠が示されればもっと高まると思いますが、いかがですか。

それからもう一点は、先ほど課長が語る説明した中で、ここには新事業の部分については日々雇用賃金で126万円ですか、町職員と言ったようだけれども、まず多分この予算書ではごみ収集作業員の中からここに1人専従に張りつけるというように受けましたが、それなのですか。そうであれば、この事業の総額が異なると思いますが、その点でまずメリットなりどのくらいあって、こういう新事業を展開していくというようなことをご説明いただければ理解度が高まって、なるほどなというようなことにつながるのではないかなということで、この点について。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

メリットと申しますか、事業効果ということになるかと思っておりますけれども、平成27年度の国の調査ですけれども、ごみの1トン当たりの処理経費は4万3,000円ということになっております。そのことから計算しますと、生ごみは平成27年度も98トン、97トン、97.4トンというふうになっておりますので、およそ430万円前後のこの事業ですけれども、事業効果、ごみの減量効果があると考えられます。それで、ただその430万円の事業効果があるわけですけれども、なかなか1年目から430万円以内にはおさまらなかったわけですけれども、発酵促進剤等も2年目からは購入費が減ってまいりますので、事業投資と申しますか、予算に合った事業効果があらわれてくるのではないかと考えております。

それからもう一点、働く方の関係ですけれども、先ほど課長の報告にもありましたが、ここに掲げている日々雇用職員というのは臨時の方の1名です。嘱託職員は全部で9人おりますので、現在もその9人の中で毎日生ごみをローテーションを組んで当番を決めてやっている形になっております。その嘱託職員がごみ収集に当たると、今も嘱託職員1人と臨時職員2人で対応しておりますので、そのことについては全体の流れの中では変わりません。町のリース車両で運転するものですから、その関係で嘱託職員を1名充てております。嘱託職員が運転する、そして助手に臨時職員、日々雇用職員、ここに掲げている126万円の方が助手につくということです。嘱託職員につきましては、ここにあってと申しますか、事業費としては掲げておりませんが、塵界処理費の中に含まれておりますので、その中で嘱託職員がふえるわけではないので、あえてここには掲げておりませんが、いずれ嘱託職員1名と臨時職員1名でこの事業の収集運搬、そしてかきまぜる作業まで当たっていただくように計画しております。

○副委員長（中里宜博君） 大村委員。

○8番（大村 税君） そうすると、今の説明は理解しますが、1年目はそんなに効果がなくても、2年目には事業効果があらわれるというように理解してよろしいですか。その発酵促進剤の分が2年目は安くなるというふうなご説明でしたね。そうすると、2年目からはさらに事業効果が高まるというように理解してよろしいですか。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

そのように理解していただいてよろしいかと思っております。初年度は、どうしてもここで消耗品ということで掲げておりますけれども、発酵促進剤、大きな金額になっておりますけれども、2年目以降は補充で済むという形になりますので、事業費も減ると思っておりますので、そうしますとごみの減量の効果、積算した430万円に近づく事業費になって費用対効果と申しますか、その辺も見合った事業になるのではないかと考えております。

いかと考えております。

○8番（大村 税君） わかりました。

○副委員長（中里宜博君） 中村委員。

○2番（中村正志君） では、今生ごみ処理のほうとは別な話で、ごみの問題ですけれども、ごみ収集が全域で2回ずつになるというふうなお話があったわけですが、その収集の関係で、かつて多分可燃ごみのことではないかなと思っていましたけれども、いずれ収集量に応じて広域の負担金が決まるのだよと。だから、軽米町でごみを減らしましょうというふうなことが強く言われた時期があって、私もそのつもりでいたのですけれども、それはそのままのことなのかということが1つと、もう一つは資源ごみというのがありますよね。紙類とかペットボトルとかアルミ缶とか、そういうのも収集しているわけですが、それらも収集した量に応じて市町村に負担金が増えるようになってくるのか、ちょっと違うような気がしているのですけれども、というのは例えば資源ごみであればそれを広域で収集して、もしかすれば広域の組合のほうで何か収入源にしているのではないかなと思ったりもするわけですが、その辺のところはちょっとわからないので、というのは今民間のスーパーでもアルミ缶なりペットボトル等回収していただいていますよね。紙もあるわけですが、だからそういうふうなどっちに出せばいいかなというふうなのでちょっと迷ったりもしたので、どっちにすれば町にプラスになるのかなというふうなことをちょっと感じたものですから、その辺がどうなっているか、2つのことでお願いします。

○副委員長（中里宜博君） 福田主幹。

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） お答えします。

広域の負担率に関してですけれども、二戸地区広域行政事務組合、ごみの関係ですけれども、投資的経費と維持管理費の分と2つあるのですけれども、投資的経費、何か建てたりした場合ですけれども、そちらに関しては均等割と人口割になっております。ふだんの維持管理費、こちらのほうは10分の1が均等割、残りの10分の9がごみの処理量といいますか、利用率ということになっております。ですから、平成29年度の広域の予算の場合ですけれども、前々年の11月1日、平成27年の11月1日から平成28年の10月31日までのごみの処理量、これが利用率ということで市町村ごとの利用率によって案分が決まってくるということになります。ちなみに、軽米の場合はその処理量は平成29年度予算ですと12.78%となっております。

〔「資源ごみのこと」と言う者あり〕

○町民生活課担当主幹（福田浩司君） これは、ごみの関係ですので、粗大とかはまた別途ですけれども。

- 2番（中村正志君） だから、今言った処理量が可燃ごみだけなのか、どこまで含まれるのか。
- 副委員長（中里宜博君） 中野課長。
- 町民生活課長（中野武美君） ちょっと資料のほうを確認して、再度お答えしたいと思いますけれども、あと不燃ごみ、可燃ごみ、ペットボトルとか缶などの回収につきましては、広域のほうで売り渡し収入ということで収入に入れているものがございます。今よくスーパーなどでも回収はしていますけれども、その回収した分については広域には運ばれていないということは広域のほうから確認しているところがございます。ペットボトルとか缶など売った部分についての収入をどのようにしているか、それを負担金としてどのように割り振っているかというのはちょっと確認してからお知らせしたいと思います。
- 副委員長（中里宜博君） 中村委員。
- 2番（中村正志君） 確認です。ごみの処理量に応じて各市町村に割り振ってくる負担金というものの中身が何と何と何ですよというのと、それこそ広域で収入となるような資源ごみがペットボトル、缶とか、これとこれとこれというふうに分かればいいのですけれども、というのは逆に言えば町民サービスでごみの回収を粗大ごみは3カ月に1回が2カ月に1回になった、可燃物等は町全域で2回やっていたのを2回にした、というのは逆に言えば出しやすくなってきたわけですね。出しやすくなったことによって広域にごみがいっぱい行って、町に負担率が高くなるということになれば、果たして今ちょっとどうなのかなと思ったりもしたものですから、だからその区分けをはっきりと理解しておきたいなというふうに思ったのです。わかりますよね、今聞いている意味。
- 副委員長（中里宜博君） 中野課長。
- 町民生活課長（中野武美君） ただいまの質問については、ちょっと情報、調べて調査してご説明したいと思います。
- 副委員長（中里宜博君） あとありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（中里宜博君） なければ、次、3項水道費に入りたいと思います。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（中里宜博君） それでは、次、5款労働費、1項労働諸費、ありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
- 副委員長（中里宜博君） なければ、5款を終わって、6款農林水産業費、1項農業費から説明をお願いします。
- 産業振興課長（高田和己君） それでは、6款農林水産業費、1項農業費、1目の農業委員会費についてご説明申し上げます。前年度と、平年と大きく違うものは、9節

の旅費、費用弁償ですけれども、農業委員会で3年に1回県外視察研修しております。前回と同様の金額で250万円ほど費用弁償で増加しております。それに伴う出た時の食糧費とかがあります。あと13節、14節につきましては、それぞれシステムの委託料、保守料もしくは使用料になってございます。1目については、以上でございます。

2目の農業総務費になります。農業総務費につきましては、主に人件費となっております。

それから、3目の農業振興費になります。農業振興費の中の、これ資料請求がありましたので、農業振興費の中には1節の報酬から25節の積立金までありますが、主なるものについてご説明申し上げます。資料請求のありました、3月の定例議会資料としましてナンバー1の5、ナンバー2の6、ナンバー2の7、A4の横になったものですが、その中の1の5としまして……

〔「ちょっと待ってください」と言う者あり〕

○産業振興課長（高田和己君） 1の、資料の1の5、3つ一緒になったのです。

〔「1の5と2の6と……」と言う者あり〕

○産業振興課長（高田和己君） 一緒になった横になったものです。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○産業振興課長（高田和己君） それでは、資料請求のありました1の5、今年度一応新規で予定しております1の5ですけれども、6次産業化推進事業ということで、お手元の資料の事業概要についてそのまま読み上げます。平成27年に策定した「軽米町人口ビジョン・総合戦略」に基づき、産業の複合化の推進のため「地場の原料にこだわった魅力ある特産品の新たな商品開発」等を実施します。①としましては、地元原材料を利用したレシピ開発及び既存商品等のブラッシュアップに438万5,000円、それから6次産業化・地産地消推進戦略策定の調査、会議の開催ということで396万円ほどの予算で、合計で834万5,000円になります。

予算書のほうは76ページになりますけれども、農業振興費の中に事業が複数ございますので、6次産業化の部分は担当する臨時職員、事務の6次産業化推進職員、推進委員ということで1名、賃金のほうになりますけれども、それから報償費につきましては6次産業化アドバイザー講師謝礼、予算書のほうですけれども、117万7,000円、それから6次産業化及び地産地消推進協議会委員謝礼ということです。それから、費用弁償と普通旅費も入っております。費用弁償については、推進会議の推進委員の費用弁償と、それから6次産業化のアドバイザーの講師の費用弁償ということで、予算的には費用弁償144万3,000円のうちの41万1,000円ほど見ております。それから、普通旅費につきましても一般事務職員の普通旅費としまして、34万8,000円のうち16万3,000円ほど見ておりま

す。消耗品につきましても、実際に物をつくっていただくということになりますので、試作品の原材料購入費、主にサルナシ果実、ヤマブドウ果汁、ブルーベリー果実、その他の原材料ということで消耗品としまして132万1,000円の中で50万2,000円ほど見ております。

あとは、13節の委託料になります。6次産業化及び地産地消推進業務委託としまして、商品を開発していただく講師の先生のほうに委託の予定ですがけれども、レシピ開発業務委託、それから試作品の作成の業務委託、それからこれは直営となりますけれども、栄養分析等の法定検査の業務委託、それからパッケージサンプル等作成業務委託、それから販売ツールの作成業務委託料などが入っております。

あとは、18節の備品購入費のうち、生地こね機と発酵機購入料を8万8,000円ほど、それから製品を冷凍する冷凍ストッカーの購入費で59万8,000円ほど89万2,000円の中で見ております。

この事業ですがけれども、今これから交付申請するわけですがけれども、県の地域経営推進費を活用して2分の1の補助だと思ったのですが、それらを活用して6次産業化推進ということで直接産業振興課のほうで商工観光の係になりますけれども、行いたいと思っていました。内容的には、皆様もご存じのとおり、小野寺恵先生等からご指導いただきながら新商品の開発をしていきたいと思っていました。それが資料1のほうの6次産業化推進事業になります。ということで、農業振興費の中で資料請求のありました1の5にはそういう感じです。あとは、説明欄に書いてあるようなことをごさいます。

3目の1節の報酬の中に軽米町鳥獣被害対策実施隊員報酬ということで年額になりますけれども、5,000円掛ける30人分で15万円ほど予算を見ております。それと、鳥獣被害関係の項目もごさいます。委員会の謝礼、それから鳥獣のほうでいきますと備品購入費としまして、今年度市野々地区で熊が出たということで、熊のわながないかということで探したのですが、猟友会の方が持っていました、それをお借りしたのですがけれども、やはりその1件、市野々のほうで出ているやつにちょっと場所は忘れましたが、また出たらおっかないからということで貸してけると言ったのですがけれども、1基しかなかったものですから、それも9万5,000円だそうですけれども、一応2台分、20万5,200円を予定して備品購入費のほうで購入予定となっております。

〔「何、熊」と言う者あり〕

○産業振興課長（高田和己君） 熊だそうです。熊が牛舎に来てえさを食って、市野々の道路の右側のほう……。

〔「何、わな」と言う者あり〕

○産業振興課長（高田和己君） 大きい金網の。

〔「ドラム缶みたいな」と言う者あり〕

〔「かけておいたわけだ」と言う者あり〕

○産業振興課長（高田和己君） 1カ月かけました。一応うちだけでなく、町民生活課の担当とも一緒に協力しながらということで、1カ月かけましたけれども、捕獲にはなりません。電気柵もやっていたけれども、一応そういうふうな状況なようです。

続けてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○産業振興課長（高田和己君） 3目の農業振興費の19節の負担金、補助及び交付金のほうになります。主なものについてご説明申し上げます。中段あたりになりますけれども、軽米町そば産地確立推進事業費補助金ということで、これはキログラム当たり50円の価格補填をしましょうということで、50ヘクタール分ということで160万円ほどの予算になっております。続きまして、軽米町エゴマ産地確立推進事業費補助金ということで、生産振興としましてキログラム当たり100円の価格保証ということで、14ヘクタール分で84万円、それから産地拡大しましょうということで産地拡大分としまして1反歩当たり1万円で13ヘクタール分、130万円、合計で214万円になっております。次のハウレンソウ価格安定対策事業費補助金につきましては、これは従来からのJAの価格安定対策補助金になります。園芸産地づくり強化対策事業費補助金ですが、JAのほうで取りまとめしております園芸の全般のことになりますけれども、各部会の活動推進事業費ということで15万円、それから生産促進事業ということで77万9,000円、合計で92万9,000円予定しております。それから、軽米町生き生き担い手クラブ事業費補助金でございます。生産奨励補助金としまして28万7,000円、それから事務経費補助金として8万5,000円、研修費補助金として9万円、合計で46万2,000円の予定となっております。その下になります軽米町青年就農給付金になります。これは、農業を始める40歳以下の青年を対象としまして、夫婦であれば年225万円、独身であれば150万円、国のほうからの補助金になります。予算的には、経営開始型の夫婦を225万円掛ける2件分、それと150万円掛ける6件分、合計で1,350万円の予算要求となっております。続きまして、機構集積協力金になります。機構集積協力金というのは、農地の集積、農地中間管理機構で行いますけれども、それらに協力した人にお金を支払うという制度でございます。地域就農協力金ということで75万円ほど、経営転換協力金、これは農業をやめるといふ方なのでございますけれども、それが75万円、それから耕作者協力金ということで50万円、合計で200万円ほど予定しております。

続きまして、お手元の資料の1の6、横長になって5つ書いてあるものです。資

料がいっぱいあるものですから、ただ要点だけまとめましたけれども、よろしいでしょうか。資料1の6と資料1の7、資料1の8、資料1の13、資料1の14を書いております。一枚物です。その一番上になりますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○産業振興課長（高田和己君） それでは、ご説明申し上げます。

この資料に沿って事業概要を読み上げます。軽米町工芸作物生産振興事業としまして、町の基幹産業である農業の中でも葉たばこ、ホップは中心的作物として位置づけられています。今後さらなる町の工芸作物の生産振興を図るという観点から、葉たばこ生産振興立ち枯れ病予防対策として112万円、葉たばこ生産振興地力増進対策、これは立ち枯れ病予防の薬の配付なのですけれども、233万1,200円、それとホップ生産振興ということで生産振興対策としまして144万円、合計で489万2,000円の補助金を予定しております。

続きまして、予算書のほうをおめぐりください。78ページになります。同じ紙になりますけれども、同じ資料のほうの1の8になります。軽米町農産物大規模生産施設整備強化学業費補助金ということで、農産物の大規模生産施設の整備により新たな農業展開と新規雇用の拡大を図ることを目的として実施する。内容的には、生産工場の設置費用の10分の1以内あるいは1,500万円を上限とする、1件当たり1,500万円ということで、1件分ですけれども、予算をのせております。

続きまして、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金でございます。これは、県の特別補助ということで県が3分の1、町が6分の1の補助になります。各種農業機械の購入費の補助ということで、地域農業マスタープランの中で登録されている農業者の方々あるいは生産組合の方々に補助するものです。ただ県の枠がありますので、その枠によって予算要求はしますけれども、結果的にはその予算の枠内での処理ということになります。今年度は全体として1,775万円ほど、その約2分の1ということで887万6,000円ほどの補助金となっております。

続いて、予算書のほうは78ページになります。4目は農業経営基盤強化促進対策事業費ということで、軽米町認定農業者等担い手育成支援事業費補助金ということで、農家の若い方々が研修に行く場合の補助ということで15万円ほど考えております。

続きまして、78ページの5目水田農業構造改革対策費ですけれども、資料ナンバーは1の7になります。ただ、ここの中には3つの項目がありまして、内容的には同じようなのですけれども、先に上の2つ説明させていただきます。数量調整円滑化推進事業費補助金10万5,000円、それから経営所得安定対策等推進事業費補助金322万5,000円、名前はかなり面倒くさいのですが、数量調整円滑

化推進事業費、それから経営所得安定対策等推進事業費補助金、県補助、国からお金が来るのですけれども、要するに減反政策に対する国の補助金、県を通過してきますけれども、それがこれ2つになります。

その下のほう、資料要求が出ていました飼料用米等水田農業推進事業費補助金になります。資料のほうの事業概要を読み上げます。これまで県内の転作面積の調整費によって、軽米町農業再生協議会の事業及び事務費の一部が賄われてきましたが、平成29年度においては調整費のめどが立たない状況にあります。そのような中、飼料用米は町内で372名の農業者が253ヘクタールで作付しており、今後においても飼料米を中心とした水田農業を推進するために実施します。①としまして、飼料用米流通確立事業ということで、低価格の飼料用米を集出荷する認定方針作成者に対し、その集出荷・適正流通・管理に係る一部を助成し、飼料米の推進を図るということで270万円ほど、②としまして、水田農業推進事業としまして、臨時職員の人件費一部、3カ月分を確保するというで51万3,750円、合計で要求額は321万4,000円で、農業再生協議会のほうの交付になります。文章で書けばこういうふうに難しいのですけれども、今まで減反政策をして、軽米の場合は飼料米をつくっていました。そうすると、減反の割り当て面積が余ります。その余ったのを県南の米どころに売ってました。そうすると、JAを通してやるのですけれども、そのJAのほうではうちのほうでは米つくりたいから、軽米町の減反分を買いますよということで買います。そうすると、1反歩当たり幾ら幾らというお金が入ってきました。当初は1,000万円近く入ってきましたけれども、県南のほうでも飼料米がかなりふえましたので、その枠がなくなったということになります。なので、今まで各方針作成者から本来は農家個人がやらなければならない業務を軽米の場合は各方針作成者が取りまとめてやっていたのですけれども、それをやる方針作成者に対するお金が出せなくなったということで、その自主流通米確立事業ということで本来であれば3,000円程度はお支払いしなければだめなのですが、1,000円程度でお願いできないかということで予算要求しているものです。あとは、飼料米につきましても本来は農家個人が全て個人で申請するのが建前になっています。隣の洋野町もそれはそうだと思います。ただ、うちの場合は飼料用米生産、まず飼料生産組合がありますので、各方針作成者を通して、4つになるわけですけれども、数量を取りまとめいただいて、農家を取りまとめいただいて数量をまとめて国のほうに申請しています。だから、かなりの手間数をおかけしてやっているわけですけれども、軽米町の農家はそれが昔からやってきたから当たり前なのですが、隣の洋野町とか違うところであれば米制度が変わるたびに自分で申請しなければならないというのが現実です。それを昔からやってきたものですから、飼料米といえば軽米町がまず限定と言え失礼ですけれども、そういう流れできて

いますので、これからも続けていこうというのと、飼料米自体に対して農業者の皆さんは価格はそんなに求めていない、もちろん価格が安いわけですから、制度自体に関してこれから関心があるわけですが、町として今までやってきた経緯、そしてこれからの農業についてはいまだはっきりはしませんけれども、サポートしていくという姿勢を、町としても姿勢を見せたいということでこの推進事業費を今年度から新規にやろうということでございます。そのわけは、先ほどお話ししたように減反政策によって飼料用米生産が県南の地域でも広がってもらえるお金がもらえなくなったよというのが現実です。ということになります。

予算書のほうに戻りまして、78ページになります。6目の農業金融対策費については、このとおりでございます。

7目の振興開発費ですが、このとおりでございますが、19節の負担金、補助及び交付金ですが、八戸平原総合農地開発事業施設維持管理補助金としまして716万7,000円ほどのせております。

8目の生活改善センター等運営費になります。小軽米生活改善センターは、総務課のほうで管理になりますけれども、これとそれから農村環境改善センターと通常的生活改善センター、農業構造改善センター、中山間地域活性化施設、地区センター等入っていますけれども、予算書では1本になっていますけれども、うちのほうとしましては生活改善センター、農業構造改善センター、山内地区の消防用設備点検業務、中山間地域活性化施設管理委託料、それから地区センターの施設指定管理委託料の計上になります。あとは、それぞれの使用料及び賃借料は土地の借上料になります。

続きまして、9目になります。畜産振興費になります。畜産振興費は、80ページごらんください。

○13番（山本幸男君） 委員長、もういい、頭に入らなくなって、この辺で……

○6番（館坂久人君） 途中で切ってあとでやったほうがいいのではないですか。

○産業振興課長（高田和己君） 項でやれという指示ですので、項でやればうちのほうはまず16までありますので。

○13番（山本幸男君） いいところだと思うよ。

○2番（中村正志君） 説明だけ全部やってもらったほうがいいのでは。

〔何事か言う者あり〕

○13番（山本幸男君） 課長、説明は、資料はわかるけれども、資料のもう少し今度やる時ページ数を書いてもらえば、そうすればあなた何ぼしゃべっていてもまず。

〔何事か言う者あり〕

○産業振興課長（高田和己君） それでは、続きまして9目、予算書のほうは79ページからになりますが、1枚おめくりください。80ページになります。主なものとい

うことで、19節の負担金、補助及び交付金ですが、繁殖雌牛増頭支援事業費補助金ということで750万円ほど、これは県内導入30万円で見えていますけれども、20頭分の600万円と自家保留の10万円と15頭分、合わせまして750万円です。

それから、軽米牛地域内一貫生産推進事業費補助金としまして、町内の生産された牛を肥育する協議会に対しまして1頭5万円と50頭分で250万円となっております。

それから、軽米町乳用牛群整備促進緊急対策事業費補助金としましては、乳牛になりますけれども、乳牛の更新を図りたいということで、初妊牛の購入をされた方に対しまして1頭当たり10万円、10頭分100万円を見ております。それと、これは資料、次の資料の1の13、これになります。資料の1の6から1の13までついた部分、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○産業振興課長（高田和己君） 1の13、軽米町養鶏生産基盤育成強化事業費補助金、予算書のほうは3,000万円になってはいますが、読み上げます。養鶏生産基盤育成強化を図るため、飼料用米の利用増進と鶏ふん利用による資源循環型農業の構築と新規雇用による雇用拡大をするために鶏舎建築経費の一部を助成するものです。今のところ2件分、3,000万円の予算計上となっております。

あと、続きまして10目の牧野管理費になります。牧野管理費につきましては、例年どおりということで右の説明の資料のとおりでございます。

11目は、後から説明があると思います。

12目農地費ですが、予算書のほうおめぐりください。82ページになります。農地に関するそれぞれのシステムとか、それにかかわる土地改良事業団体等の経費がありますし、農道の草刈り管理業務の13節委託料ですがけれども、農道維持管理業務委託料の中の、これは草刈り業務の委託料金が入っております。

次、13目農村環境改善センター運営費、これにつきましても例年と同様で説明欄のとおりでございます。13節委託料の中の清掃業務委託料につきましては、庁舎と同時に入札していただいて、うちのほうで農村環境改善センター部分のお金をお支払いしている部分でございます。

14目の地域営農システム推進事業費ですが、これは例えば農業法人をつくりたいとか先進地視察したいという地元からの、あるいは地域から要望があった場合に対応しようとするもので、報償費から使用料まで上げてございます。

15目ミレットパーク等管理運営費になります。ミレットパークの管理運営費になります。この中で15節の工事請負費なのですがけれども、今年度558万4,000円ですがけれども、実は昨年度から3カ年計画で傷んでいるところ、修繕計画と

いうことで年間1,000万円程度で3年で終わりたいなと考えていましたけれども、財政的にもかなり厳しいということで、年数は少し延びますけれども、計画的に修繕工事のほうをやっていきたいと思っていました。

続きまして、83ページの下のほうになりますけれども、多面的機能発揮促進事業費になります。予算書のほうは、84ページをおめくりください。予算書の84ページの19節の負担金、補助及び交付金になります。多面的機能支払交付金としまして、16組織プラス新規2組織で1,690万5,000円ほど、それから中山間地域等直接支払交付金としまして31組織プラス新規を2見込みまして1,957万1,000円、それから環境保全型農業直接支払交付金につきましては3組織ということで390万円。

以上、説明を終わらせていただきます。

○副委員長（中里宜博君） 平室長。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 予算書のほうに戻っていただきまして、ページ数76ページでございます。1項農業費の2目農業総務費でございますけれども、76ページの25節の積立金でございます。これは、歳入のほうにも計上させていただいていますが、再エネ事業者からの指定寄附金に対応するものでございまして、積立金15万円でございますが、軽米町自然のめぐみ基金の元本として積み立てるものでございます。

以上でございます。

○副委員長（中里宜博君） 中野課長。

○町民生活課長（中野武美君） 農林水産業の町民生活課部分についてご説明申し上げます。

79ページになります。79ページの8目の生活改善センター等運営費の中の小軽米生活改善センター部分に係るものでございます。報償費、センターの管理謝礼、あとは委託料として小軽米生活改善センター消防用設備点検業務委託料、あとは清掃業務委託料、その下となります。あと18節の備品購入費ということで、小軽米生活改善センターに対してストーブを2台購入するというので予算要求しているものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○副委員長（中里宜博君） 山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） 81ページでございます。国土調査費でございますが、国土調査はもう既に終了しているわけですが、町が修正すべき案件が発生した場合における修正測量業務委託料を計上しているものでございます。

以上でございます。

○副委員長（中里宜博君） 以上で説明が全部終わりましたので、本日はここまでとした

いと思います。

明日、午前10時から再開したいと思います。

◎散会の宣告

○副委員長（中里宜博君）　ご苦労さまでした。

（午後　3時09分）